

旧羽ノ 浦すみれ保育所除却工事

阿南市保健福祉部こども 保育課

I. 工事概要

1. 工事名称	旧羽ノ浦すみれ保育所除却工事										
2. 工事場所	阿南市羽ノ浦町岩脇焼ヶ原										
3. 建物概要	<table><tr><td>建物名称</td><td>旧羽ノ浦すみれ保育所</td></tr><tr><td>構造・規模</td><td>鉄筋コンクリート造 地上1階（本棟・別棟共）</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>2,778㎡</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>726㎡(本棟)、217㎡(別棟)</td></tr><tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>(6)項ハ</td></tr></table>	建物名称	旧羽ノ浦すみれ保育所	構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上1階（本棟・別棟共）	敷地面積	2,778㎡	延床面積	726㎡(本棟)、217㎡(別棟)	消防法施行令別表第1の区分	(6)項ハ
建物名称	旧羽ノ浦すみれ保育所										
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上1階（本棟・別棟共）										
敷地面積	2,778㎡										
延床面積	726㎡(本棟)、217㎡(別棟)										
消防法施行令別表第1の区分	(6)項ハ										
4. 工事種目	<table><tr><th>種 目</th><th>工 事 概 要</th></tr><tr><td>建物取壊し</td><td>延床面積：726㎡(本棟)、217㎡(別棟)（電気・機械設備共）</td></tr><tr><td>外構取壊し</td><td>敷地面積：2,778㎡(舗装・固障・遊具・備品・設備・植栽等)</td></tr><tr><td>整地工事</td><td>発生土による埋戻し・締固め</td></tr><tr><td>道路拡幅工事（別途工事）</td><td>敷地隣接道路拡幅工事、管理用道路整備工事</td></tr></table>	種 目	工 事 概 要	建物取壊し	延床面積：726㎡(本棟)、217㎡(別棟)（電気・機械設備共）	外構取壊し	敷地面積：2,778㎡(舗装・固障・遊具・備品・設備・植栽等)	整地工事	発生土による埋戻し・締固め	道路拡幅工事（別途工事）	敷地隣接道路拡幅工事、管理用道路整備工事
種 目	工 事 概 要										
建物取壊し	延床面積：726㎡(本棟)、217㎡(別棟)（電気・機械設備共）										
外構取壊し	敷地面積：2,778㎡(舗装・固障・遊具・備品・設備・植栽等)										
整地工事	発生土による埋戻し・締固め										
道路拡幅工事（別途工事）	敷地隣接道路拡幅工事、管理用道路整備工事										
5. 猛暑を考慮した工期	本工事は猛暑を考慮した工期設定の（対象）・対象外）工事である。 猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 (1) 作業不能日数：3日間 (2) 観測地点：環境省が公表する四国地方・徳島・蒲生田地点 (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方・徳島・蒲生田地点におけるWBG7値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 (4) 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領」による。										

II. 共通仕様書

(1)項目は、番号に○印が付いたものを適用する。 (2)特記事項は、○印が付いたものを適用する。◎は総て適用する。	
章	特 記 事 項
一 章 共通事項	① 適用基準 ◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年改定 ・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ①建築工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。） ②建築改修工事監理指針 令和4年版 ③電気設備工事監理指針 令和4年版 ④機械設備工事監理指針 令和4年版 ② 優先順位 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 ①質問回答書（②から⑤に対するもの） ②補足説明書 ③特記仕様書（共通仕様書を含む） ④図面 ⑤建築物解体工事共通仕様書等 ③ 工事実績データの登録 (1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 ④ 工程表 ◎受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。 ⑤ 工事の着手 ◎受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）という。 ⑥ 施工計画書等 ◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ⑦ 下請負人の選定 ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

章	特 記 事 項
⑧ 施工体制台帳及び施工体系図	◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。） (1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置かなければならない。 (2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分に周知・徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮仮材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事を着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として、試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度、補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から下ろす作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から下ろす作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（任意様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート（任意様式）」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
⑩ 施工中の安全確保	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を受けること。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、あれば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を始めとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェストA票及びB票またはE票）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり）・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 (3) 表示、指示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーゲン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

章	特 記 事 項
⑪ 交通安全管理	◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。 ◎当該工事が分離発注の工事においては、受注金額が最も高い受注者を「統括安全衛生管理義務者」に選任するものとする。（労働安全衛生法第30条第2項） ◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必要な措置について、工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に、次の事項について留意し、下請業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を受けること。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、あれば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を始めとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェストA票及びB票またはE票）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり）・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 (3) 表示、指示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーゲン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
⑫ 発生材の処理等	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項								
第二章 一般共通事項	⑫ 発生材の処理等	◎エアコンのフロン回収 ◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 ◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 ◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工士の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 ◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。			◎提出書類 ・しゅん工図（製本2部、電子データ1部）（サイズ：A2版1部、A3版1部） ・工事写真（写真帳1部（着事前及び完成写真）、電子データ1部） ・使用材料一覧表（2部（うち1部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ1部） ・保全に関する資料 ・阿南市建築工事様式集で監督員が指示した図書（必要部数） ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table><tr><th>区 分</th><th>サ イ ズ</th></tr><tr><td>着 手 前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>施 工 中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>完 成 写 真</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr></table> ◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。 ◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は、竣工図に反映させること。 ◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。 →対象工事は、「徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ
	区 分	サ イ ズ											
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ											
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ												
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ												
⑬ 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 ◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。			㉓ デジタル工事写真の 小黑板情報電子化									
⑭ 施工	◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は発注担当課（保健福祉部 こども課 TEL22-1593）へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと、結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。	⑮ 建設機械等	◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型式等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。 ◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎工事標識板を、工事現場の第三者に見えやすい場所に設けること。また、記載内容は下記の項目を含むものとする。 ・記載内容（イラスト付き、工事名、発注者、受注者、工事内容、工事期間、安全発令など） ・工事種別が複数となる場合は、工事金額が最大の受注者が作成すること。 ◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事 ◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 →受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 (注) 洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 (注) 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	㉔ 火災保険	◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2) 付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。								
				㉕ 公共事業労務費調査	(1) 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (2) 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 (4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。								
				㉖ 暴力団等からの不当要求 又は工事妨害の排除	(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「阿南市公共工事標準請負契約約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。								
			</										

Ⅲ. 解体工事特記仕様書（項目は、番号に○印が付いたものを適用する。特記事項は、○印が付いたものを適用する。◎は総て適用する。）

第一章
一般共通事項

① 施工条件

② 重要備品等

③ 施工調査

④ 交通誘導警備員

⑤ 産業廃棄物の処理

① 施工条件は次による。
(1)工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
(2)施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
(3)その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

②工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無）
備品等名称：
保管場所：
注意事項：

③調査期間
本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。
調査期間は2週間とする。
＝切戻し時期については、＝頃とする＝

・特別管理産業廃棄物等の分析調査（あり・なし）。

④交通誘導警備員
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に適宜配置すること。
・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が義務付けられていない。
・警備員は、延180人（昼2人、夜0人：うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。
・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

⑤産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	車両	所在地 処分地	運搬距離 (km)
無筋コンクリート 有筋コンクリート	有限会社青藍	4t	阿南市桑野町尾花117 阿南市桑野町尾花117	11.5
アスファルト 根株	有限会社青藍	4t	阿南市桑野町尾花117 阿南市桑野町尾花117	11.5
金属・ガラスくず 廃プラ	(財)徳島県環境整備公社 橋処分場	4t	阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町小勝187番の地先	18.2
木くず 生木	有限会社青藍	4t	阿南市桑野町尾花117 阿南市桑野町尾花117	11.5
石膏ボード	有限会社青藍	4t	阿南市桑野町尾花117 阿南市桑野町尾花117	11.5
アスベスト含有材 (1㎎/㎡以上)	株式会社明和ケーン	4t	三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	105
焼却炉(燃え殻) (1㎎-TEQ/g以下)	株式会社明和ケーン	4t	三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	105
有価金属 (7%等)	金村商店	4t	小松島市赤石町4-13 小松島市赤石町4-13	5.6

・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。

・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

・特別管理産業廃棄物（ ）
処理方法（ ）

◎石綿含有建材（床長シート・天井石こうボード・外部ケーンリシリング・軒天アスベスト板・空調ダクト等）
処理方法（埋立 ）

・特殊な建設副産物（ ）
処理方法（ ）

・ポリサルファイド系PCB含有シーリング材については、撤去後建物所有者へ移管すること。

建物名称	該当箇所

(1)PCB含有シーリング材が残らないよう下地が露出する程度まで極力除去すること。
(2)作業員は保護手袋・保護マスクを着用し、散逸しないよう注意しながらカッターナイフ等により撤去する。撤去物は、ポリエチレン製の袋に回収し、保管容器に収納し建物所有者に移管する。
(3)休憩時及び作業終了時には必ず手洗いをすること。また、作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収すること。

章	項 目	特 記 事 項						
	⑥建設発生土の処理	◎建設発生土の処理については、「3章 解体施工」に記載している。なお、場外提出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。						
	⑦技能士の適用	◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印 …… 適用作業 <table><tr><th>工事種目</th><th>技能検定職種</th><th>技能検定作業</th></tr><tr><td>仮設</td><td>とび</td><td>・ とび作業</td></tr></table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・ とび作業
	工事種目	技能検定職種	技能検定作業					
仮設	とび	・ とび作業						
⑧周辺家屋等の対応	◎本工事に先駆け、市において周辺家屋等の事前調査を行っているため、調査報告書を参考にして、今後の工事を実施すること。 ◎工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。							

項 目		特 記 事 項																
第二章 解体仮設工事	① ベンチマーク	◎設計図の設定は、BM(敷地北東道路側溝点：配置図K24付近)を-360とする。ただし、監督員の指示により決定する。																
	② 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ① 労働安全衛生法に基づく構造規格 ② (社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たっては、あらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出を行うこと。 届け出を行った場合は、監督員に報告すること。 届け出が不要の場合は、その旨を監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず足場を設置する場合は、適宜、足場点検チェックリスト(任意様式)を用いて点検を行い、その記録を保管すること。また、監督員から提出を求められた場合は、すみやかに提出をすること。 ◎外部足場(種類：くさび緊結式足場 W600、シート仕様：防音シート) ・壁つなぎ間隔(くさび緊結式足場：水平方向：8.0m以下、鉛直方向：9.0m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎内部足場(種類：枠組棚足場 階高5.7m～7.4m)(使用箇所：遊戯室) (種類：脚立足場)(使用箇所：屋内居室全般) ◎仮囲い(仕様：成形鋼板、H=2.0m、L=263m)(図示) ◎ゲート(有)・無、仕様：キャストゲート W5,000 H1,800)(図示) ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。 ◎その他																
	③ 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積㎡程度)・設けない) ・監督員事務所の備品等は監督員の指示を受けて設置すること。																
	⑤ 工事前電気設備、 工事前給排水設備	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。																
	7. 仮設道路整備復旧等	・工事に当たっては、図示のとおり仮設道路を設ける。 なお、同道路の必要がなくなった時点で、早期に(図示のとおり状態に・現状に)復旧すること。 ・道路占有料 円																
	⑧ 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に・用意していないので業者にて)設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ◎借地借家料 円																
	9. 建設用防護管	・本工事の建設用防護管は次のとおり見込んでいる。 <table><tr><th>品名</th><th>数量</th><th>備考</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>電線防護</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>線廻り防護</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機器防護</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎防護管施工会社等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。 ◎防護管施工会社から建設用防護管取付サービス料として支払いが完了したことを証明できる書類(領収書、利用明細書等)の受領後、速やかに監督員へ当該書類の写しを提出すること。	品名	数量	備考	設置場所	電線防護				線廻り防護				機器防護			
	品名	数量	備考	設置場所														
	電線防護																	
	線廻り防護																	
機器防護																		

三章
解体
施工

① 一般事項

② 工事の範囲

3. 騒音振動調査

4. 杭

⑤ 構内舗装等

⑥ 地下埋設物・埋設配管等

⑦ 整地・埋戻し・盛土

⑧ 工事中の排水

⑨ 墜落防止対策

10. 山留め

⑪ 浄化槽

⑫ 境界付近仮設物
(立入禁止帯等)

特記事項

◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。

◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと、工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。

◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。

◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。
(1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面
(2) 内装材を分別して集積したところ(特にせっこうボードは他のボードと区別すること)
(3) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと)
(4) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)

◎構造物の地中部の取り壊しは、ベース下端捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。

◎本工事の施工に当たっては、騒音・振動を発生させる作業施工中、騒音・振動測定を実施し、騒音振動規制法等関係法令に基づく基準内及び周辺住民への影響を考慮した施工を行うこと。

◎騒音・振動の測定中に基準値を超えたことが確認された場合には監督員に速やかに連絡すること。

◎騒音・振動の測定に当たっては、計量証明事業登録者が行い、測定完了後計量証明事業登録者の作成した報告書を3部提出すること。

◎測定は、作業場所の敷地境界で行い、測定法は騒音JIS Z 8731(騒音レベル測定方法)、JIS Z 8735(振動レベル測定方法)による。(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事 監理指針参考資料参照)

◎騒音・振動の測定に先立ち、測定に関する実施計画書を提出し、監督員の承認を得た後、実施すること。

◎測点数はヶ所とし、位置は解体作業の進行に伴い移動するものとする。(延日間を見込んでいる。)

◎杭の解体 工法()

◎樹木等の伐採抜根及び移植 方法(撤去、運搬、処分)

◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。

◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。

◎埋戻しは、(購入土 ・ クラッシュラン ・ 再生クラッシュラン ・ 現場発生土 ・ 他工事の現場発生土)とする。

◎混入する石の最大径は40mm程度とする。

◎埋め戻し高さは、図示による。

◎整地範囲は、図示による。

◎使用重機は、0.13m3、0.28m3、0.45m3を各1台見込んでいる。(解体、積み込み作業も兼用)

◎工事完了後、工事中の排水箇所の手掃を行うこと。

◎2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手すり等を設けること。

◎手すり等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手すり等を取り外すときは、墜落制止用器具を使用したままの状態で作業を行えるよう考慮し、作業員に墜落制止用器具の着用を徹底させること。

◎山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行うこと。

◎法面施工の場合(素掘り ・ 多段式)

◎山留めの存置範囲は、図示による。

◎鋼材等抜き跡は地盤の変形を防止する適切な措置を講ずること。

◎汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置(行 ・ 行わない)
(本棟：単独槽・平面酸化床方式・30人槽・RC製、別棟：単独槽・腐敗タンク方式・7人槽・FRP製)

◎支柱及びトラロープ
支柱(仕様：スチール製ロープ杭 φ16×1,200(2,000)
トラロープ(仕様：φ19mm、延長104m) ※道路沿いは、別途道路工事
◎法面の土留め(仕様：杉板 t=21、W=200・無垢材) 鉄筋打ち込みで固定、埋殺し(設置場所：南東面の側溝沿い)
土留め固定鉄筋、異形鉄筋D16(L=600上端ワケ曲げ加工)

項目

⑬ 建設発生土の処理

特記事項

◎場内敷き均しとする。(基礎撤去除埋戻し部分)

◎場外搬出適正処分とする。(敷地以下部分)
民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m3までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。
ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が得られた場合には、分析の必要はない。

◎土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

◎場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。
・最終処分場の指定
排 出 土：砂質土
会 社 名：株式会社ヒロックス
所 在 地：阿南市加茂町黒河22-10
運搬距離：14.9kmを見込んでいる。

項目

① 一般事項

特記事項

◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。

◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。

◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は(貸与する ・ 無し)。

◎アスベスト粉じん濃度測定を(行う ・ 行わない)。
(1)濃度測定は「JIS K 3850-I 空気中の繊維状粒子測定方法ー第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
(2)測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
(3)報告書を()部作成し監督員に提出すること。
(4)測定場所及び箇所は図示による。測定時期()

◎施工計画
(1)工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。
(2)アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。

◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

◎工法
(1)アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法又は(一財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。

◎除去箇所一覧表

階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法

◎作業場の隔離等

(1)前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける ・ 仮設建築物を設ける)。
(2)除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

◎施工記録等

(1)施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
(2)施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。
(3)作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

◎除去箇所一覧表

階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法

◎作業場の隔離等

(1)前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける ・ 仮設建築物を設ける)。
(2)除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

◎施工記録等

(1)施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。
(2)施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。
(3)作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

項目

④ アスベスト含有成形板の除去

特記事項

◎養生等
(1)建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。
◎外部足場(種類：枠組本足場 W600、シート仕様：防音シート)
仮囲い高さ：H=2.0m
※遊戯室の軒天板撤去時の足場は、床及び壁(足場内外両面)に飛散防止ビニール張り養生をすること。
養生の仕様は下記による。
(2)建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。
内部足場(種類：脚立足場、仕様 枚布、D= cm)
養生種別(ビニールシートによる 床：二重 t=0.08mm 壁：一重 t=0.15mm)

◎工法
(1)除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきが行うこと。
(2)除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。
建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。
なお、やむを得ず切断、破砕等を行ななければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。
ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。
建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

項目

5. アスベスト含有仕上塗材の除去

特記事項

◎除去箇所一覧表

階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法
1	本棟 プラットホーム	天井	石こうボード	13.7㎡	JIS A-1481-I
1	別棟 沐浴室	床	長尺シート	14.5㎡	JIS A-1481-I
1	本棟・別棟 外壁	サッシ	シーリング	692㎡	JIS A-1481-I
1	外部	軒天	アスベスト板	149㎡	みなし
1	機械室	配管	空調ダクトパッキン(管工事)	—	JIS A-1481-I
—	小屋2	外壁・屋根	サイディング	—	みなし

◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

◎施工記録等

(1)施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
(2)作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

◎工法()

◎除去箇所一覧表

階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法

◎隔離養生等

◎除去したアスベスト含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包すること。

◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

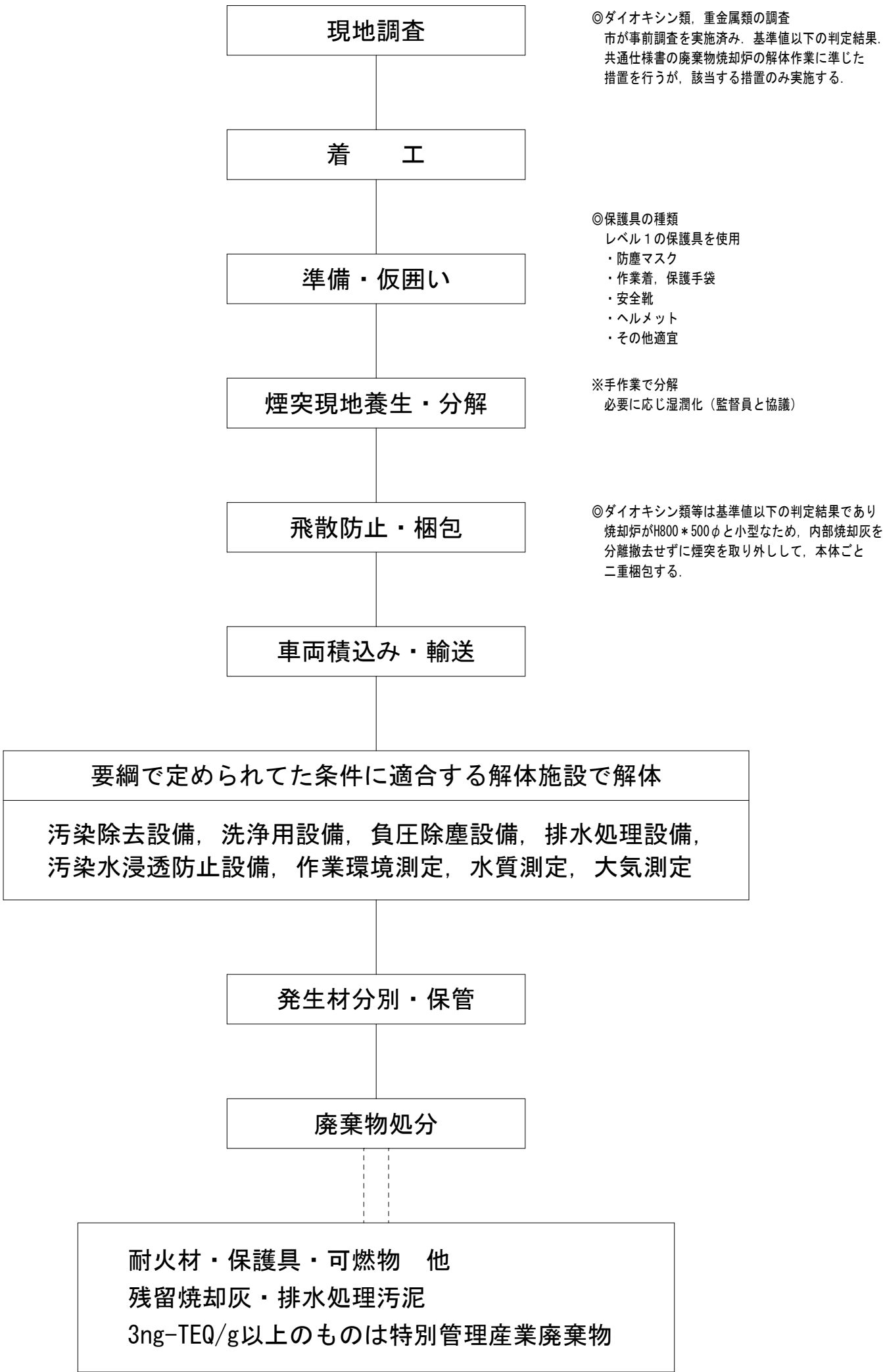
◎施工記録等

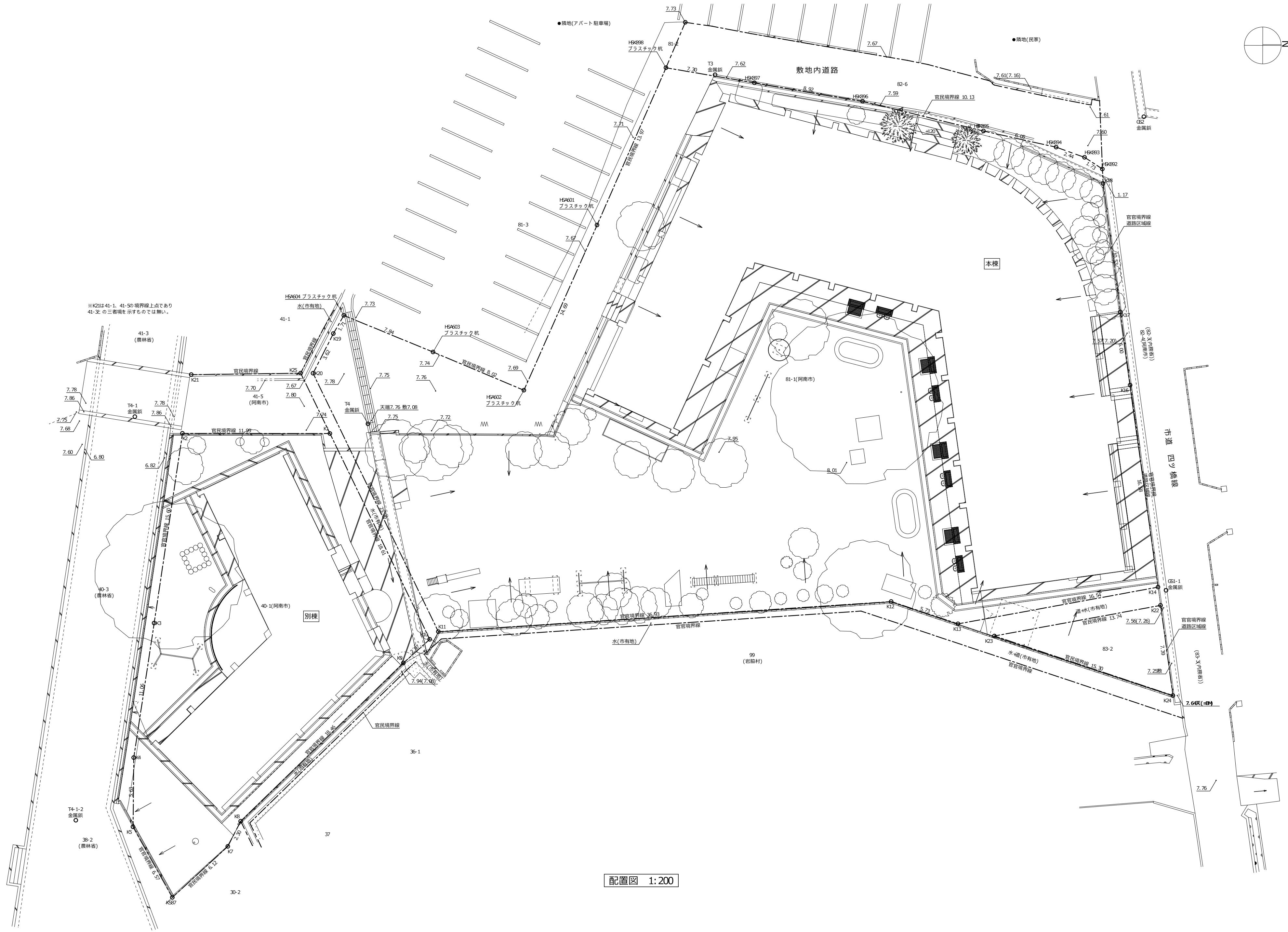
(1)施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
(2)施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。
(3)作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

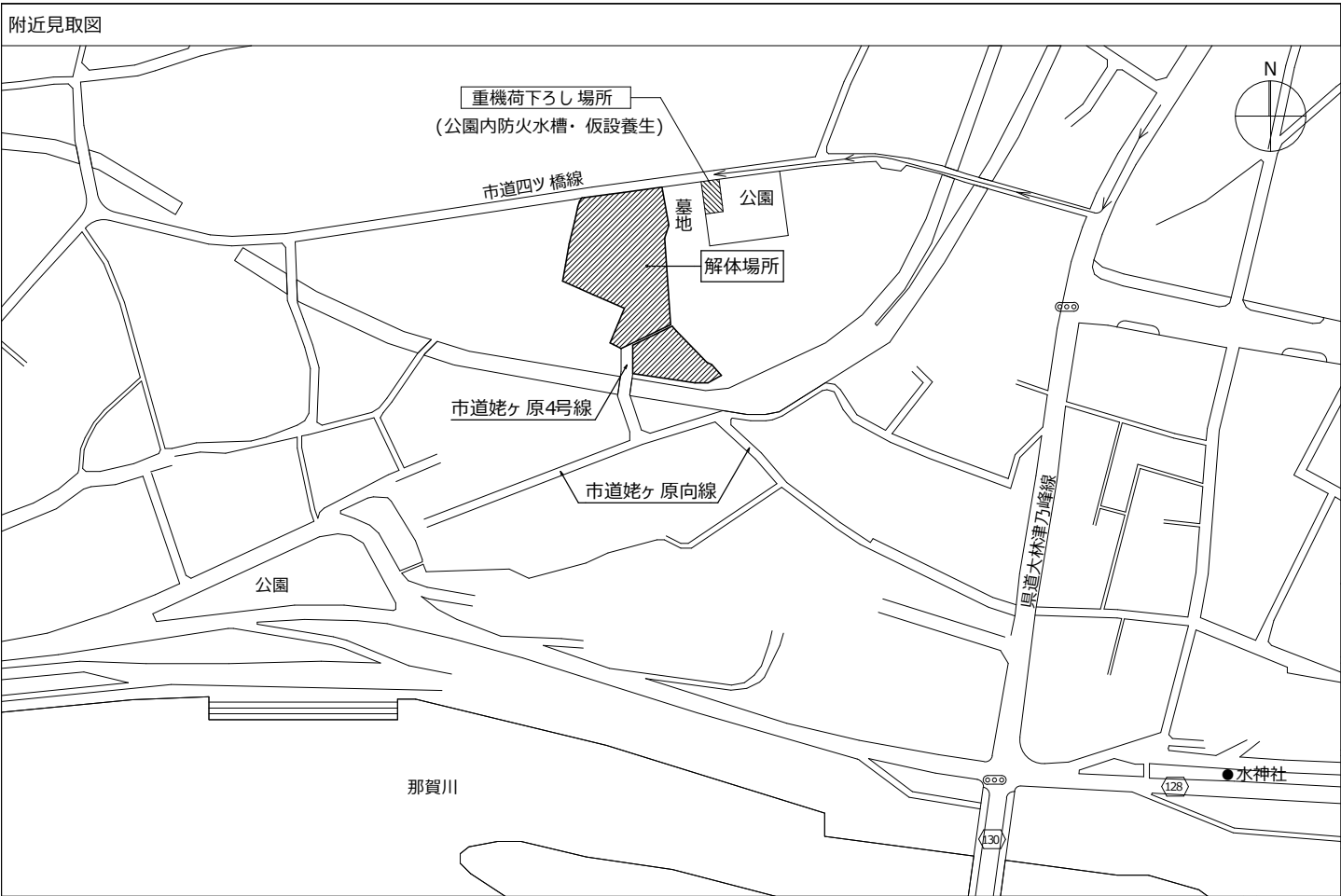
章	項 目	特 記 事 項
四章 環境配慮改修工事	① 一般事項 (焼却炉)	◎本工事の施工においては、次の関係法令、通達等を遵守して行い、労働者のダイオキシン類ばく露防止対策の徹底を図るとともに、周辺環境に対する安全にも十分配慮して実施すること。 ◎関係法令・通達等 ・労働安全衛生法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日 基発第401号）（以下、DXN類ばく露防止対策要綱という） ・特定作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策の考え方について（平成15年8月1日 基安化発第0801001号） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省） ・建設廃棄物処理マニュアル ・大気汚染防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 ・水質汚濁防止法 ・計量法 ・その他 ・ダイオキシン類の測定・分析は、特定計量証明事業認定制度（MLAP）の認定を受けている機関、または、環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格を有している機関で行うこと。 ◎撤去焼却炉等の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ◎解体は全て分別解体により行うこと。 ◎解体作業中の工事写真は、次の工程で撮影すること。 ・屋根折板を取り外した状況 ・煙突を取り外した状況（養生・密封状況も） ・焼却炉積込み状況 ・焼却炉解体作業場搬入状況 ・解体焼却炉集積状況 ・耐火材撤去・集積状況 ・残灰撤去・集積状況 ・各積込み状況（車のナンバープレートも撮影） ・各捨場状況（車のナンバープレートも撮影）

小型焼却炉解体作業のフロー図

※フローについては監督員と協議を行うこと。

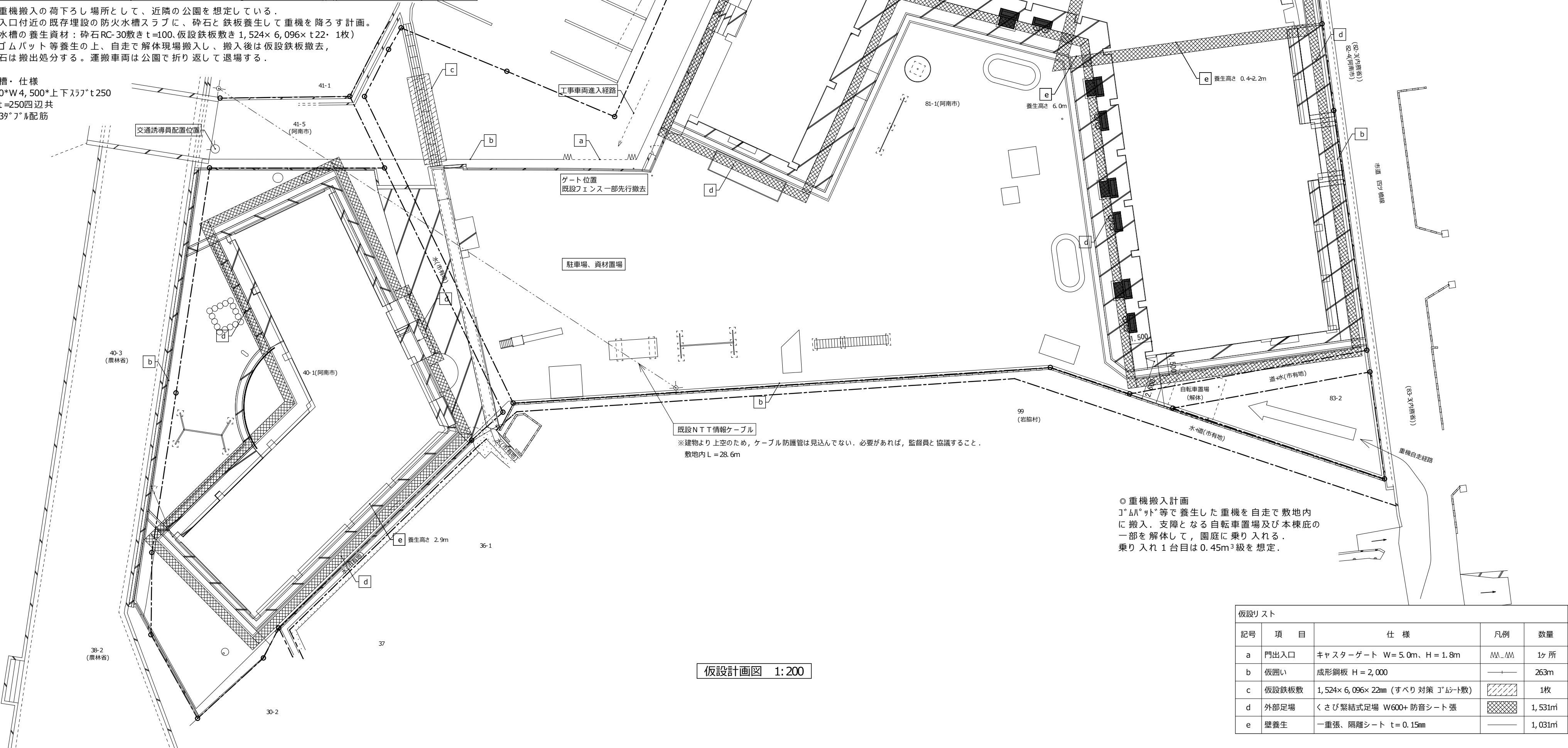






※解体重機搬入の荷下ろし場所として、近隣の公園を想定している。
公園入口付近の既存埋設の防火水槽スラブに、砕石と鉄板養生して重機を降ろす計画。
(防火水槽の養生資材：砕石RC-30敷きt=100、仮設鉄板敷き1,524×6,096×t22・1枚)
重機はゴムパット等養生の上、自走で解体現場搬入し、搬入後は仮設鉄板撤去、敷き砕石は搬出処分する。運搬車両は公園で折り返して退場する。

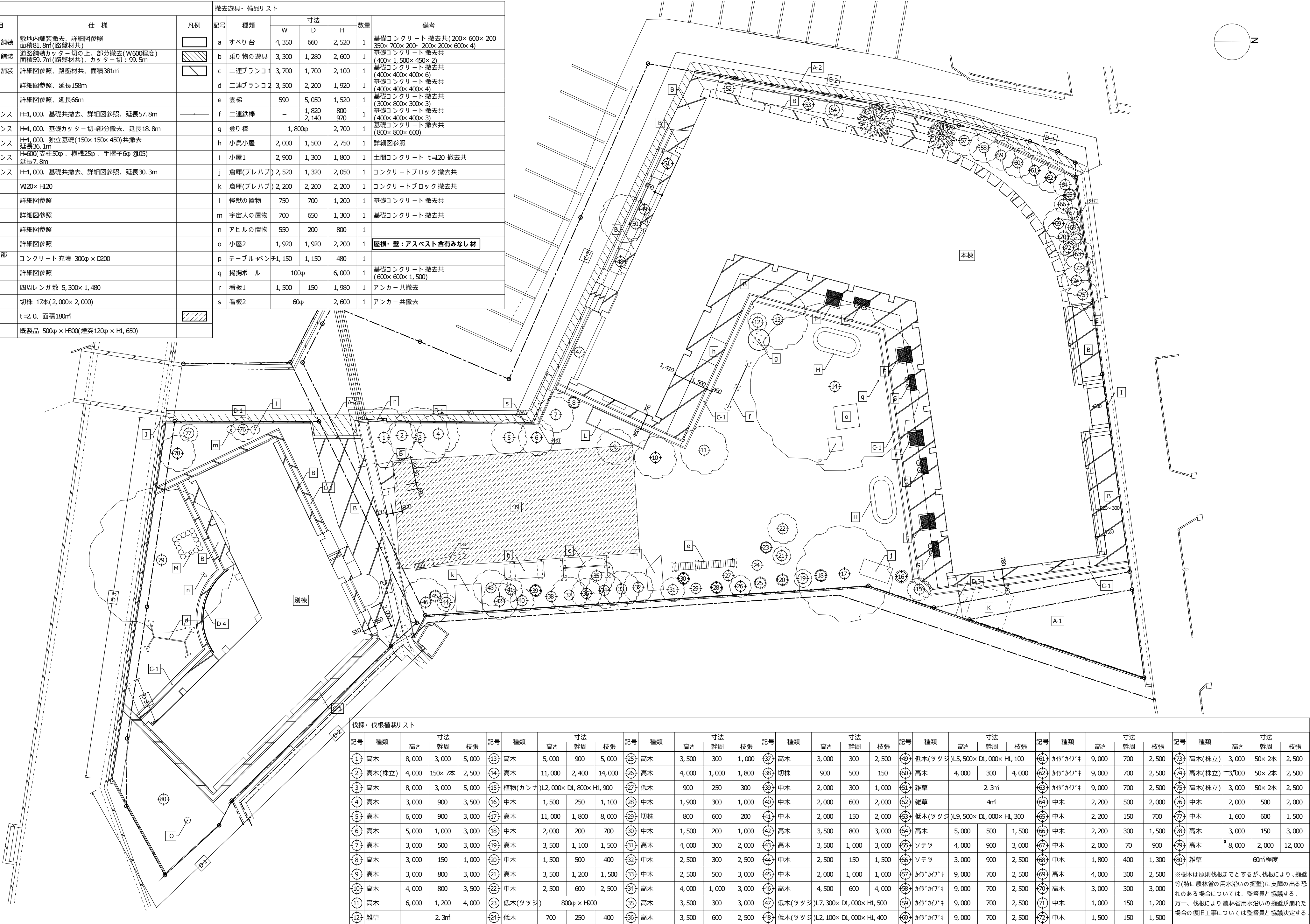
防火水槽・仕様
L 6,000*W 4,500*上下スラブt250
槽側壁t=250四辺共
鉄筋D13φ7φ配筋



◎重機搬入計画
ゴムパット等で養生した重機を自走で敷地内に搬入。支障となる自転車置場及び本棟底の一部を解体して、園庭に乗り入れる。
乗り入れ1台目は0.45m³級を想定。

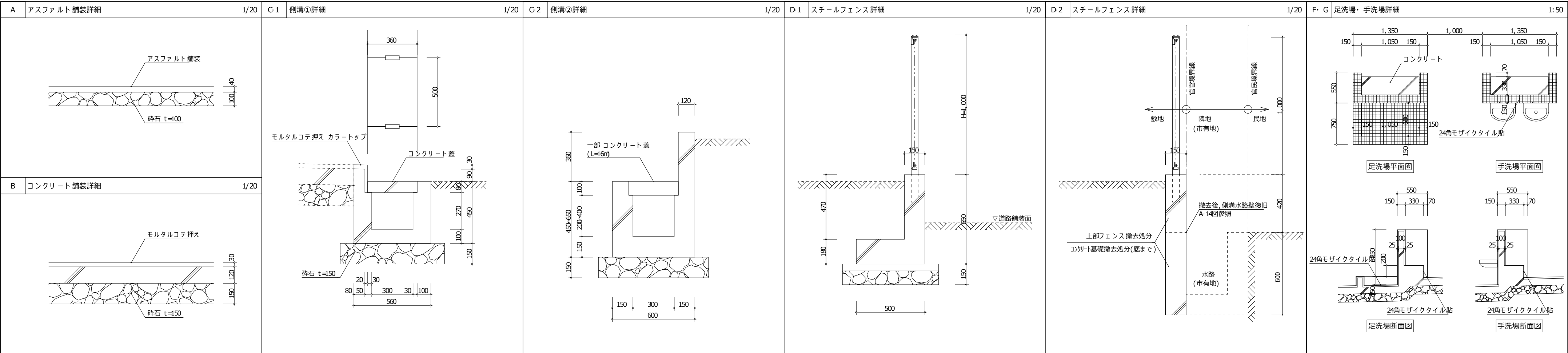
仮設リスト				
記号	項 目	仕 様	凡例	数量
a	門出入口	キャスターゲート W= 5.0m、H = 1.8m	AA...AA	1ヶ所
b	仮囲い	成形鋼板 H = 2,000	———	263m
c	仮設鉄板敷	1,524×6,096×22mm (すべり対策ジョイント敷)		1枚
d	外部足場	くさび緊結式足場 W600+ 防音シート張		1,531㎡
e	壁養生	一重張、隔離シート t= 0.15mm	———	1,031㎡

外構解体リスト				撤去道具・ 備品リスト						
記号	項 目	仕 様	凡例	記号	種類	寸法			数量	備考
						W	D	H		
A-1	アスファルト舗装	敷地内舗装撤去、詳細図参照 面積81.8㎡(路盤材共)		a	すべり台	4,350	660	2,520	1	基礎コンクリート撤去共(200×600×200 350×700×200・200×200×600×4)
A-2	アスファルト舗装	道路舗装カッター切の上、部分撤去(W600程度) 面積59.7㎡(路盤材共)、カッター切:99.5㎡		b	乗り物の道具	3,300	1,280	2,600	1	基礎コンクリート撤去共 (400×1,500×450×2)
B	コンクリート舗装	詳細図参照、路盤材共、面積381㎡		c	二連ブランコ	3,700	1,700	2,100	1	基礎コンクリート撤去共 (400×400×400×6)
C-1	側溝①	詳細図参照、延長158m		d	二連ブランコ	3,500	2,200	1,920	1	基礎コンクリート撤去共 (400×400×400×4)
C-2	側溝②	詳細図参照、延長66m		e	雲梯	590	5,050	1,520	1	基礎コンクリート撤去共 (300×800×300×3)
D-1	スチールフェンス	H=1,000、基礎共撤去、詳細図参照、延長57.8m		f	二連鉄棒	—	1,820 2,140	800 970	1	基礎コンクリート撤去共 (400×400×400×3)
D-2	スチールフェンス	H=1,000、基礎カッター切・部分撤去、延長18.8m		g	登り棒	1,800p		2,700	1	基礎コンクリート撤去共 (800×800×600)
D-3	スチールフェンス	H=1,000、独立基礎(150×150×450)共撤去 延長36.1m		h	小鳥小屋	2,000	1,500	2,750	1	詳細図参照
D-4	スチールフェンス	H=600(支柱50p、横桟25p、手摺子6p @05) 延長7.8m		i	小屋1	2,900	1,300	1,800	1	土間コンクリート t=120 撤去共
D-5	スチールフェンス	H=1,000、基礎共撤去、詳細図参照、延長30.3m		j	倉庫(プレハブ)	2,520	1,320	2,050	1	コンクリートブロック撤去共
E	縁石	VL20×Ht20		k	倉庫(プレハブ)	2,200	2,200	2,200	1	コンクリートブロック撤去共
F	足洗場	詳細図参照		l	怪獣の置物	750	700	1,200	1	基礎コンクリート撤去共
G	手洗場	詳細図参照		m	宇宙人の置物	700	650	1,300	1	基礎コンクリート撤去共
H	砂場	詳細図参照		n	アヒルの置物	550	200	800	1	
I	階段側壁	詳細図参照		o	小屋2	1,920	1,920	2,200	1	屋根・壁:アスベスト含有みなし材
J	ヒューム管端部 穴埋め	コンクリート充填 300p×D200		p	テーブル+ベンチ	1,150	1,150	480	1	
K	駐輪場	詳細図参照		q	掲揚ポール	100p		6,000	1	基礎コンクリート撤去共 (600×600×1,500)
L	花壇①	四周レンガ敷 5,300×1,480		r	看板1	1,500	150	1,980	1	アンカー共撤去
M	花壇②	切株 17本(2,000×2,000)		s	看板2	60p		2,600	1	アンカー共撤去
N	防草シート	t=2.0、面積180㎡								
O	焼却炉	既製品 500p×H800(煙突120p×Ht, 650)								



伐採・伐根植栽リスト																													
記号	種類	寸法			記号	種類	寸法			記号	種類	寸法			記号	種類	寸法			記号	種類	寸法							
		高さ	幹周	枝張			高さ	幹周	枝張			高さ	幹周	枝張			高さ	幹周	枝張			高さ	幹周	枝張					
①	高木	8,000	3,000	5,000	⑬	高木	5,000	900	5,000	⑮	高木	3,500	300	1,000	⑰	高木	3,000	300	2,500	⑲	低木(ツツジ)	L5,500×D1,000×Ht,100	①	高木(株立)	3,000	50×2本	2,500		
②	高木(株立)	4,000	150×7本	2,500	⑭	高木	11,000	2,400	14,000	⑯	高木	4,000	1,000	1,800	⑰	切株	900	500	150	⑲	高木	4,000	300	4,000	②	高木(株立)	3,000	50×2本	2,500
③	高木	8,000	3,000	5,000	⑮	植物(カンナ)	L2,000×D1,800×Ht,900			⑰	低木	900	250	300	⑲	中木	2,000	300	1,000	⑲	雑草	2.3㎡	③	高木(株立)	3,000	50×2本	2,500		
④	高木	3,000	900	3,500	⑯	中木	1,500	250	1,100	⑰	中木	1,900	300	1,000	⑲	中木	2,000	600	2,000	⑲	雑草	4㎡	④	中木	2,200	500	2,000		
⑤	高木	6,000	900	3,000	⑰	高木	11,000	1,800	8,000	⑰	切株	800	600	200	⑲	中木	2,000	150	2,000	⑲	低木(ツツジ)	L9,500×D1,000×Ht,300	⑤	中木	2,200	150	700		
⑥	高木	5,000	1,000	3,000	⑰	中木	2,000	200	700	⑰	中木	1,500	200	1,000	⑲	高木	3,500	800	3,000	⑲	高木	5,000	500	1,500	⑥	中木	2,200	300	1,500
⑦	高木	3,000	500	3,000	⑰	高木	3,500	1,100	1,500	⑰	高木	4,000	300	2,000	⑲	高木	3,500	1,000	3,000	⑲	ソテツ	4,000	900	3,000	⑦	中木	2,000	70	900
⑧	高木	3,000	150	1,000	⑰	中木	1,500	500	400	⑰	中木	2,500	300	2,500	⑲	中木	2,500	150	1,500	⑲	ソテツ	3,000	900	2,500	⑧	中木	1,800	400	1,300
⑨	高木	3,000	800	3,000	⑰	高木	3,500	1,200	1,500	⑰	中木	2,500	500	3,000	⑲	中木	2,000	1,000	1,000	⑲	高木	9,000	700	2,500	⑨	高木	4,000	300	2,500
⑩	高木	4,000	800	3,500	⑰	中木	2,500	600	2,500	⑰	高木	4,000	1,000	3,000	⑲	高木	4,500	600	4,000	⑲	高木	9,000	700	2,500	⑩	高木	3,000	300	3,000
⑪	高木	6,000	1,200	4,000	⑰	低木(ツツジ)	800p×H800			⑰	高木	3,500	300	3,000	⑲	低木(ツツジ)	L7,300×D1,000×Ht,500			⑲	高木	9,000	700	2,500	⑪	中木	1,000	150	1,200
⑫	雑草	2.3㎡			⑰	低木	700	250	400	⑰	高木	3,500	600	2,500	⑲	低木(ツツジ)	L2,100×D1,000×Ht,400			⑲	高木	9,000	700	2,500	⑫	中木	1,500	150	1,500

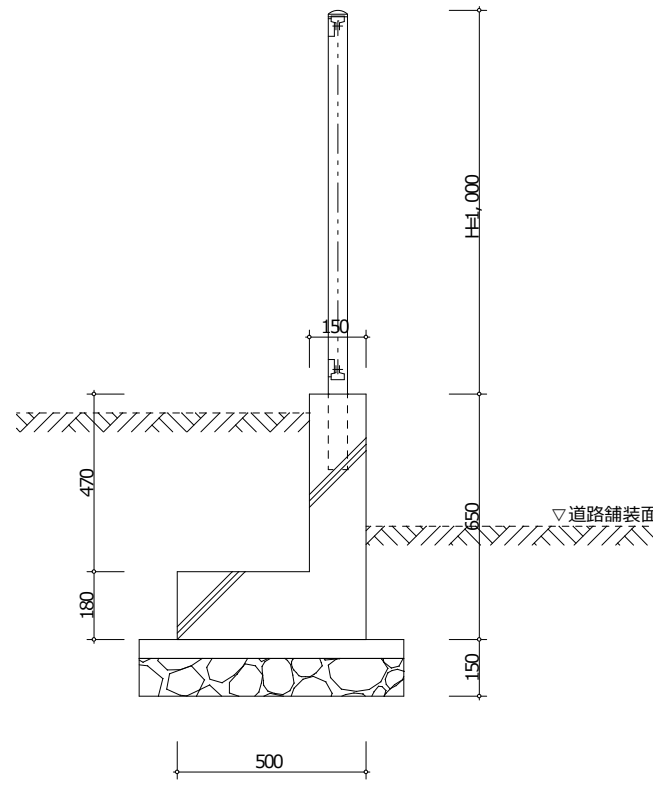
※樹木は原則伐根までとするが、伐根により、擁壁等(特に農林省の用水沿いの擁壁)に支障の出る恐れのある場合については、監督員と協議する。
万一、伐根により農林省用水沿いの擁壁が崩れた場合の復旧工事については監督員と協議決定する。



D-1

スチールフェンス詳細

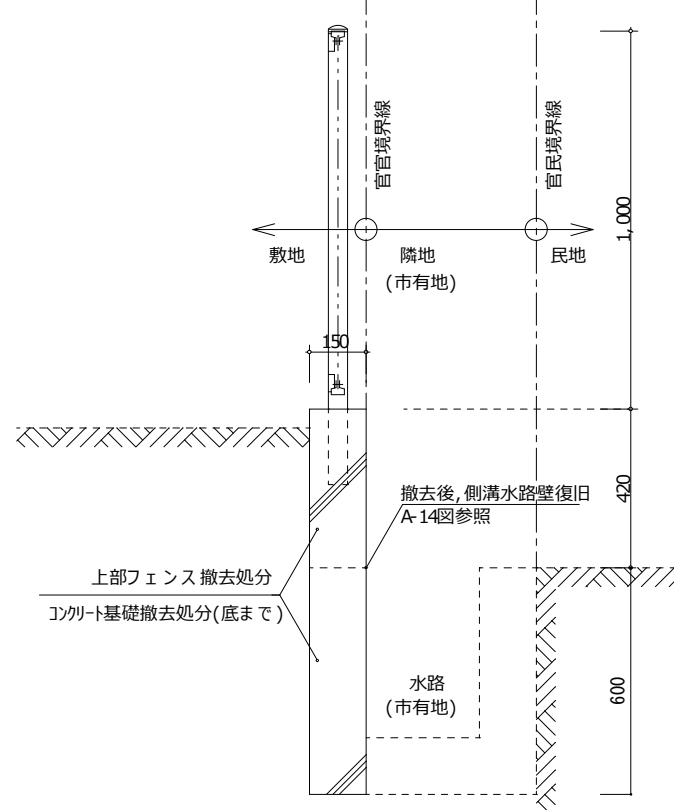
1/20



D-2

スチールフェンス詳細

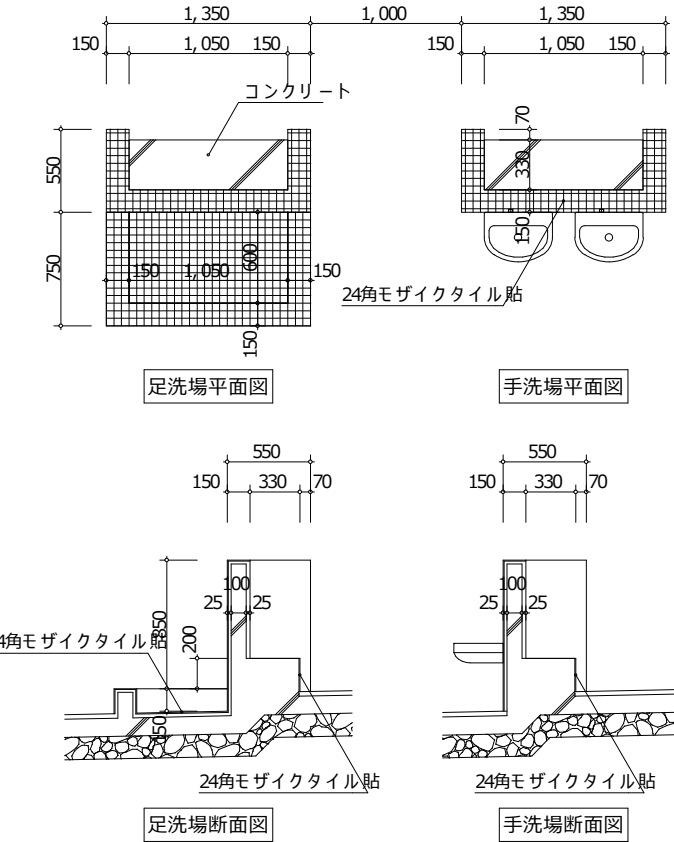
1/20

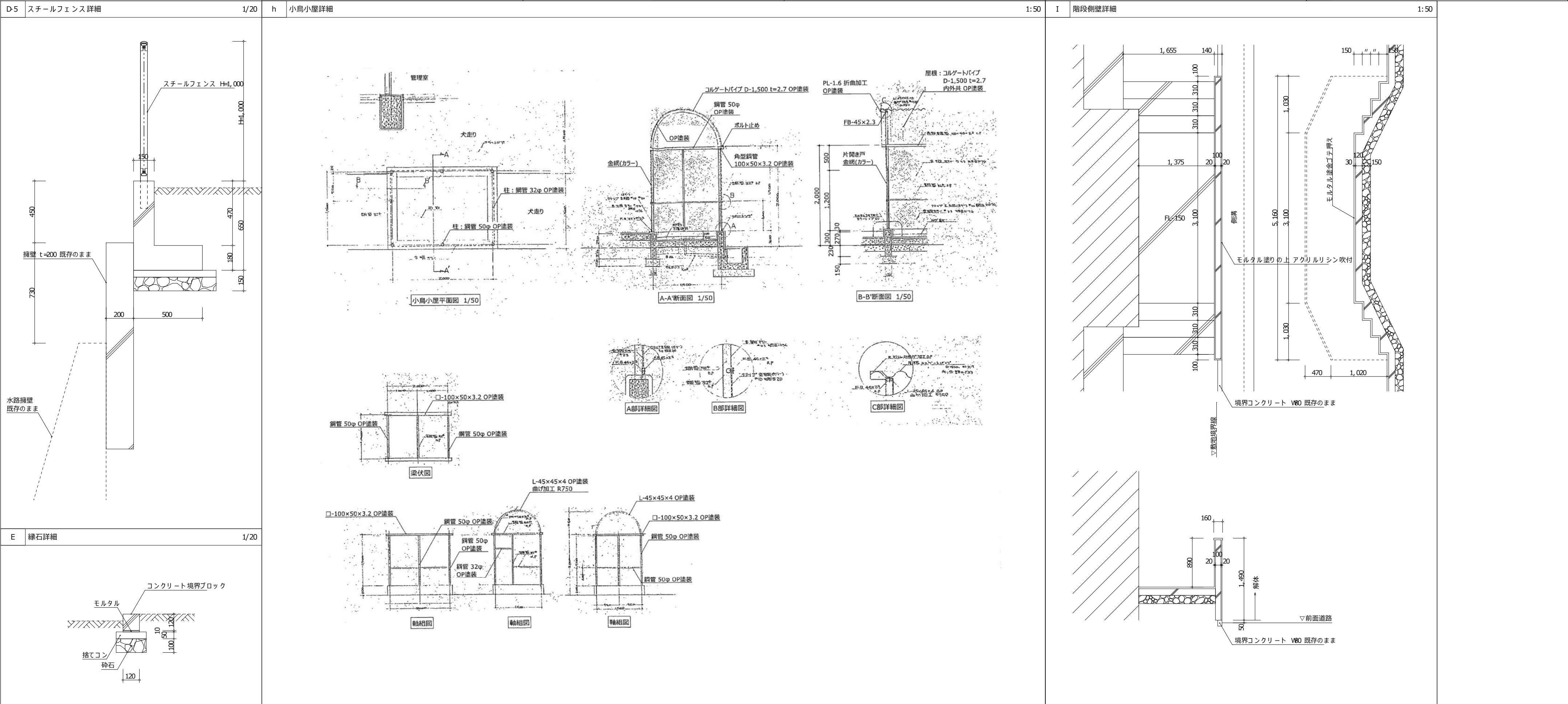


F・G

足洗場・手洗場詳細

1:50

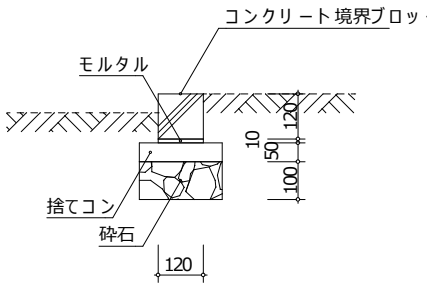


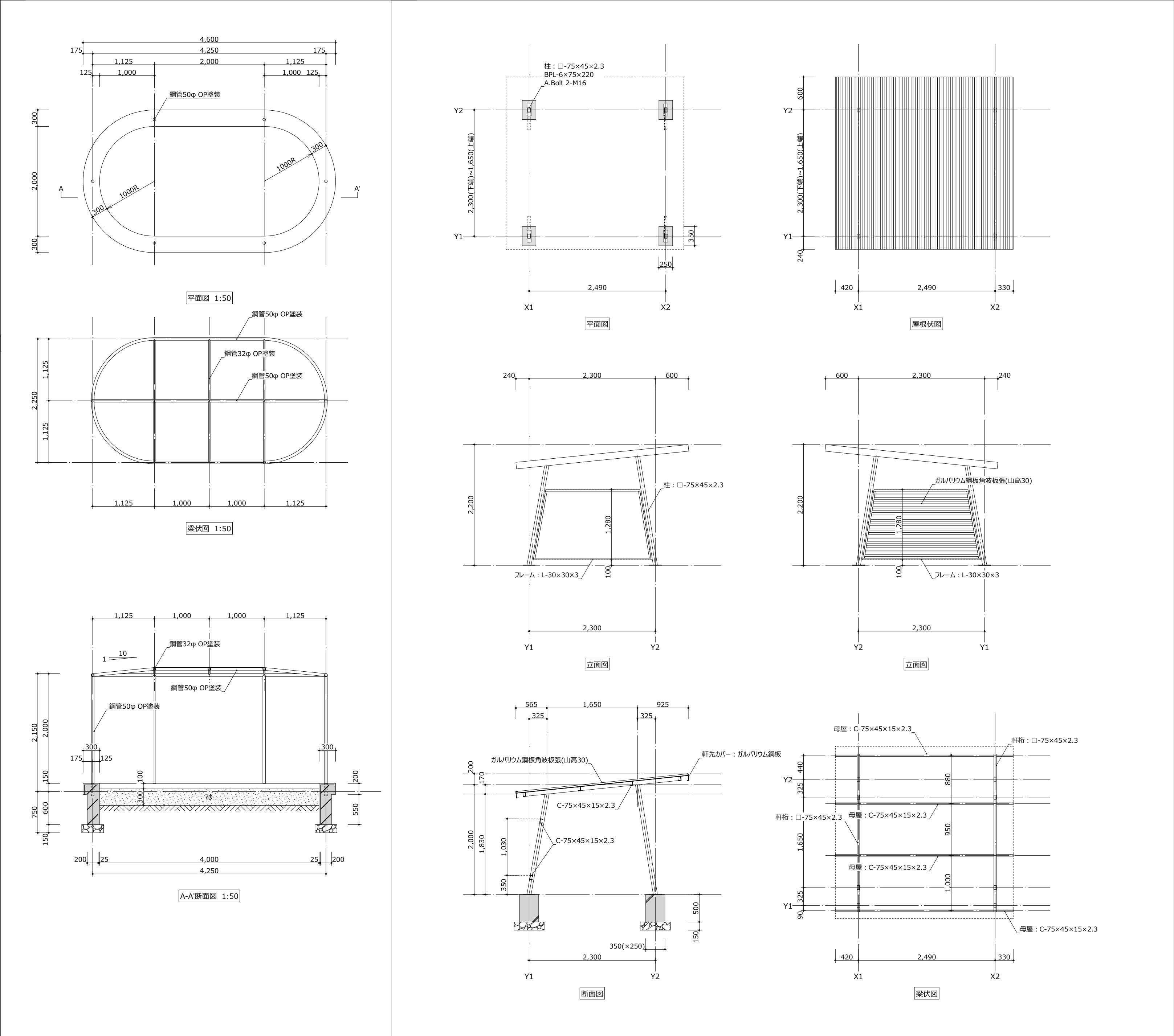


E

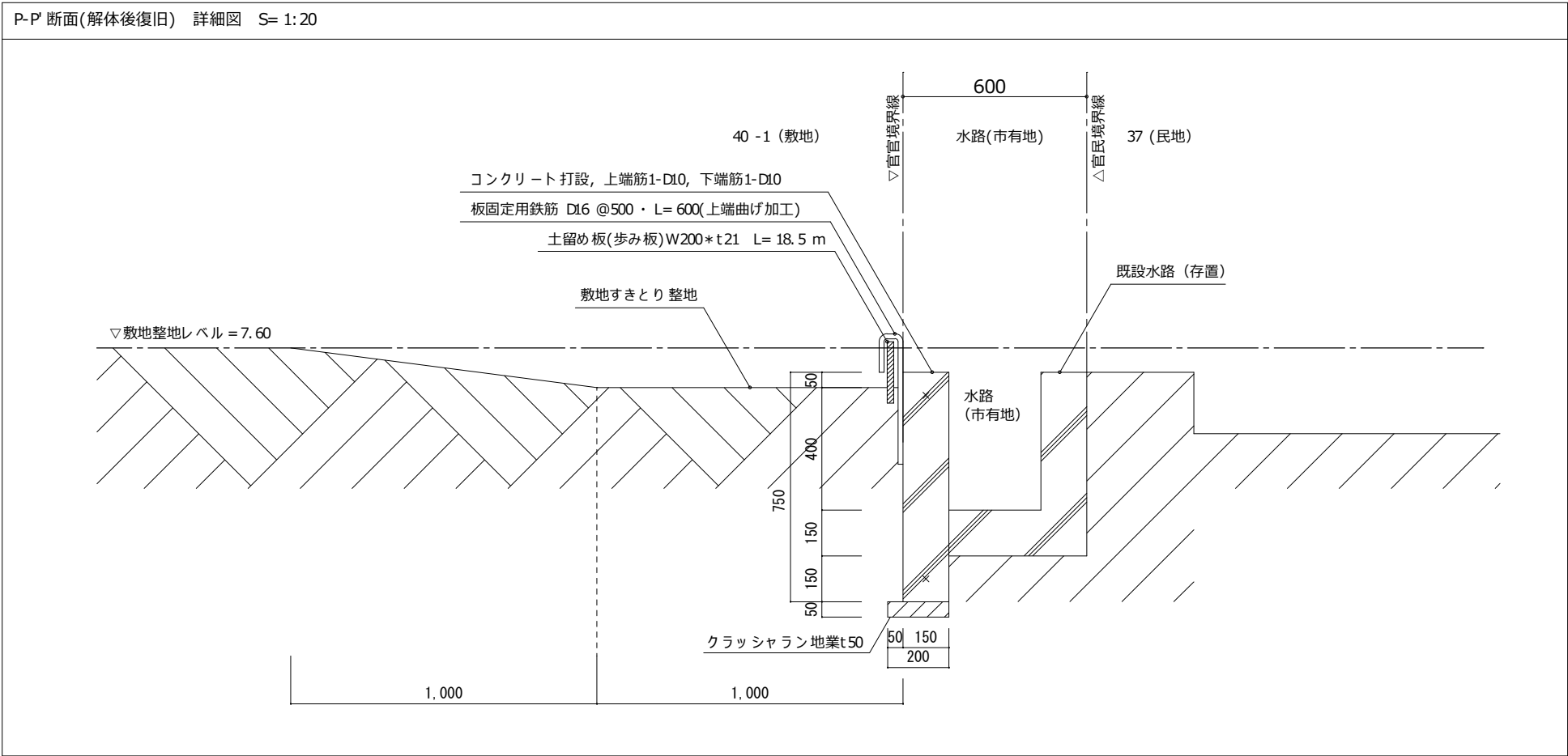
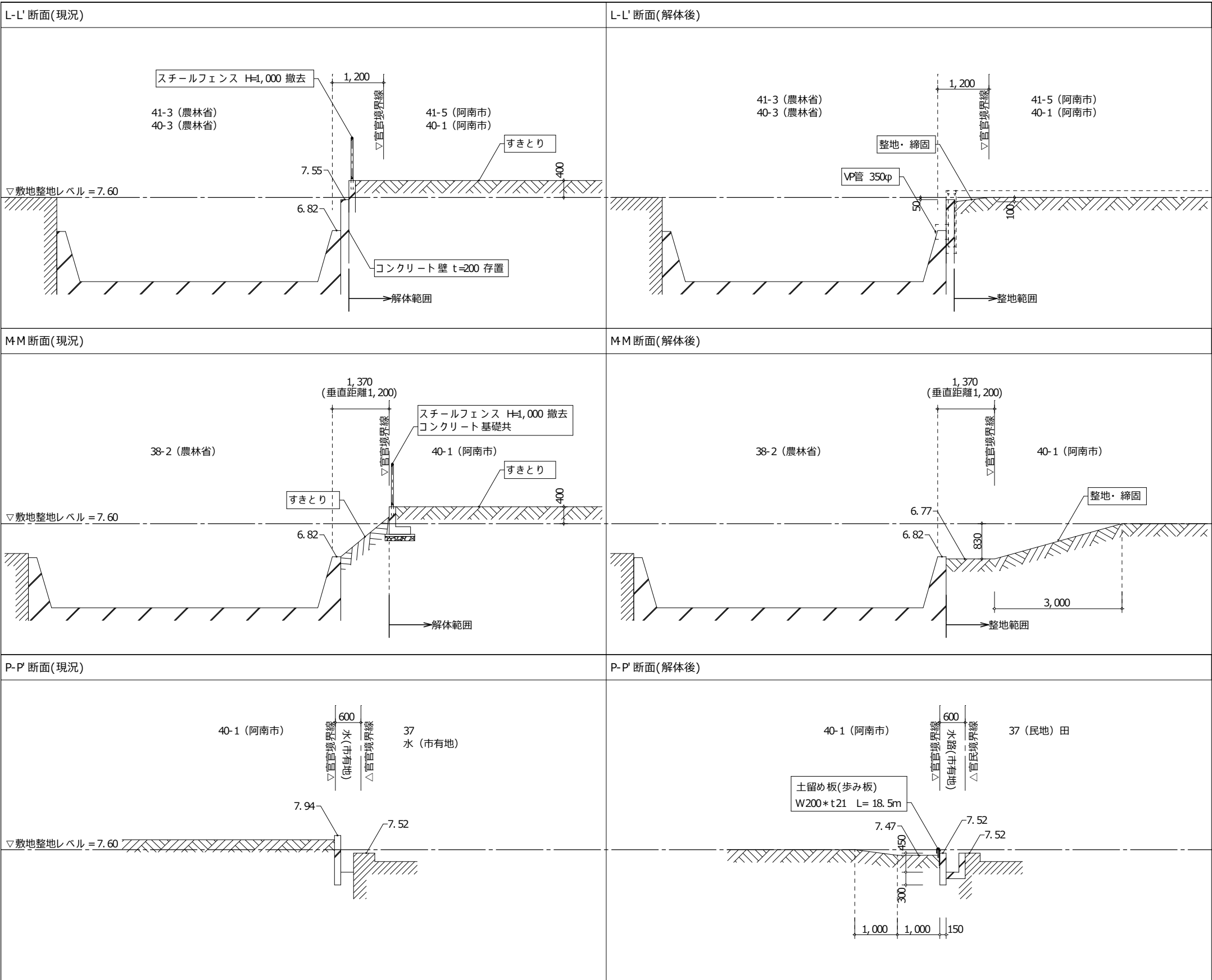
縁石詳細

1/20



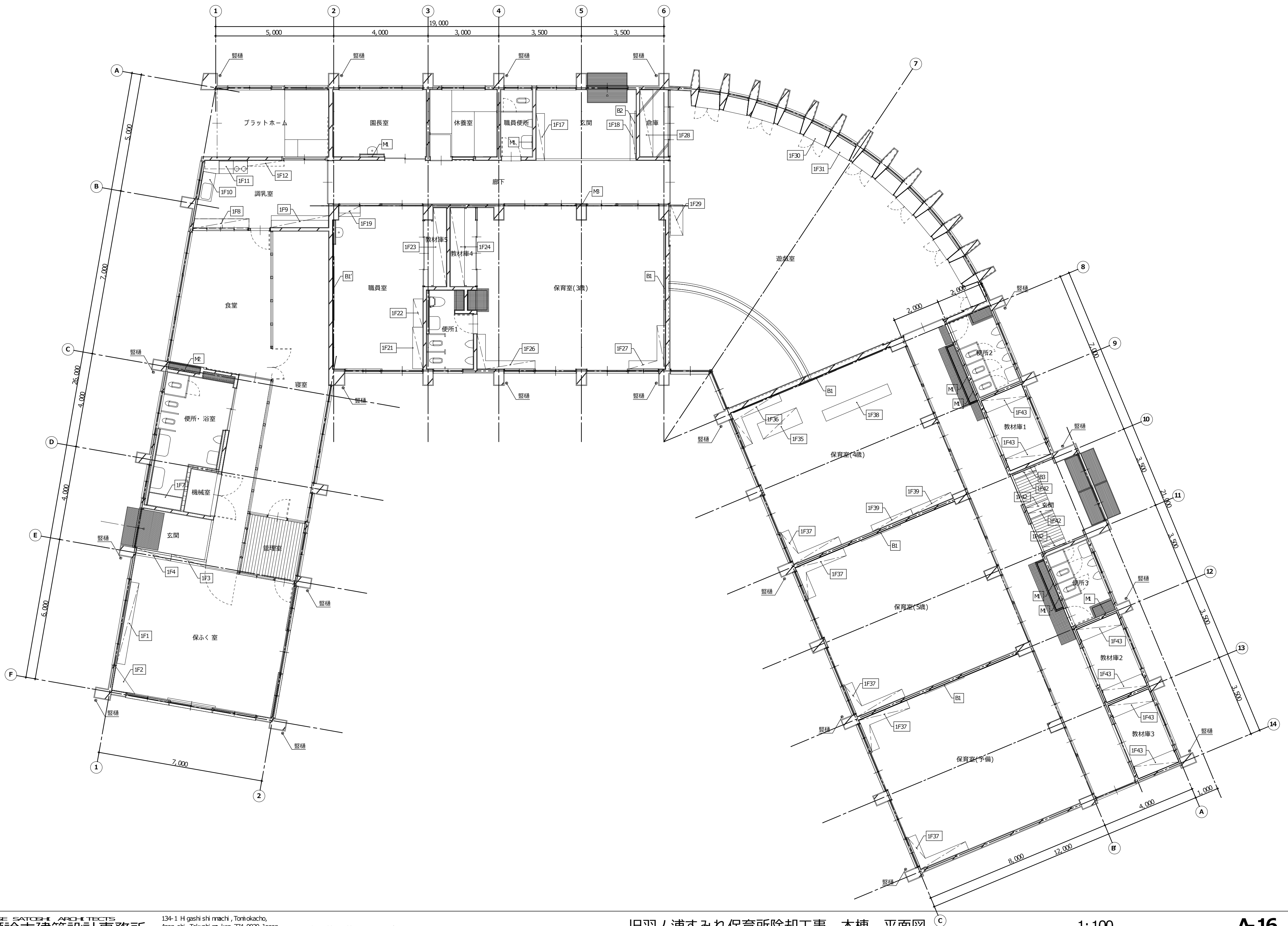


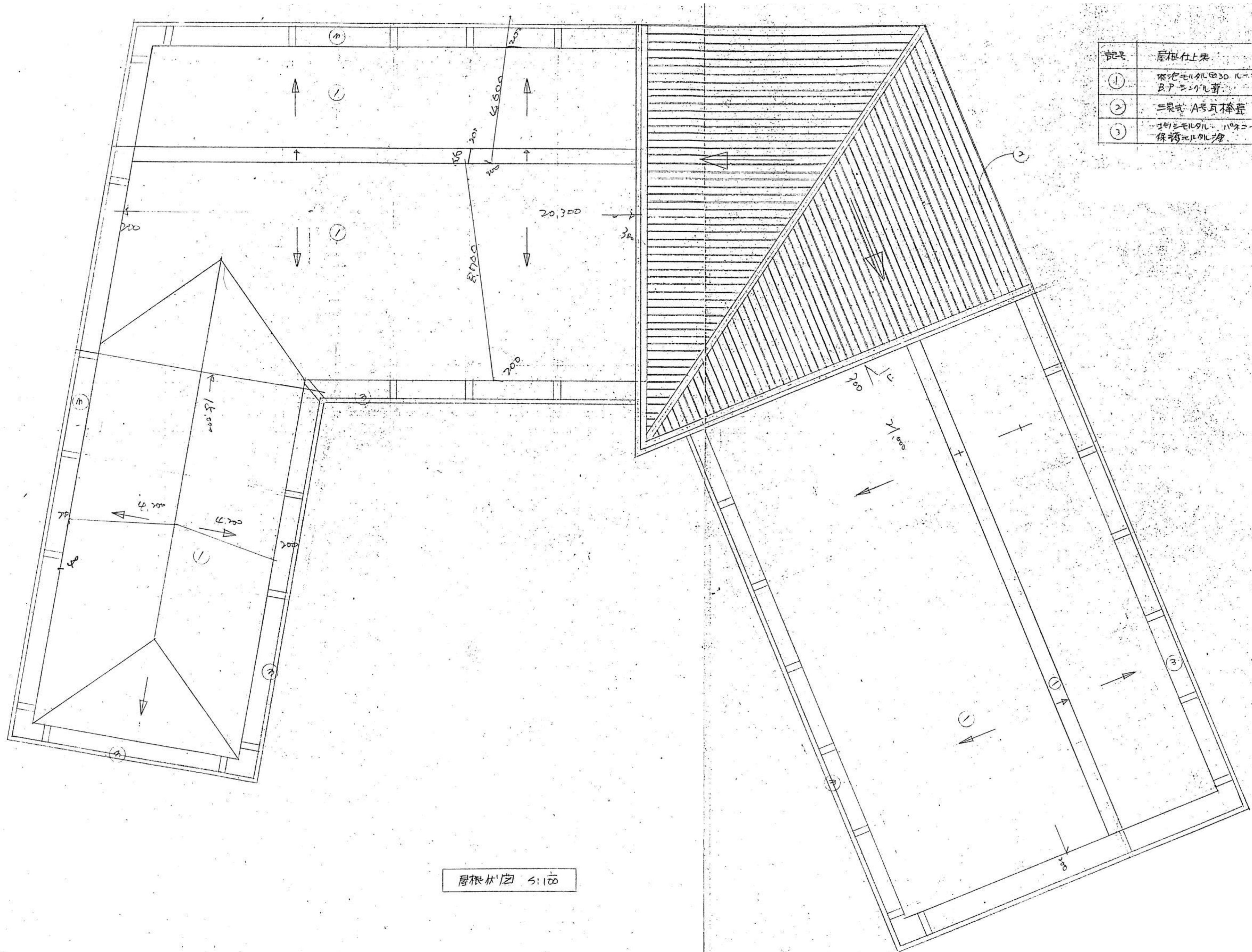
a	すべり台	b	乗り物の遊具	c	二連ブランコ1	d	二連ブランコ2	e	雲梯
									
f	二連鉄棒	g	登り棒	h	小鳥小屋	i	小屋1	j	倉庫(プレハブ)
									
k	倉庫(プレハブ)	l	怪獣の置物	m	宇宙人の置物	n	アヒルの置物	o	小屋2 屋根・壁：アスベスト含有みなし材
									
p	テーブル+ベンチ	q	掲揚ポール	r	看板1	s	看板2		
									



外部仕上表												
記号	部位	下地・仕上	備考	記号	部位	下地・仕上	備考	記号	部位	下地・仕上	備考	
a	屋根1	発砲モルタル t=30+ルーフィング下地 BPシングル葺		e	巾木	モルタルコテ磨き		i	ポーチ	モルタルコテ押え カラートップ		
b	屋根2	木毛板敷込 t=25+ 三晃式 A号瓦棒葺 t=0.4		f	縦樋	VU100φ OP		外部サッシ廻りシーリング：アスベスト含有建材				
c	軒	均しモルタル t=15+パネコート防水下地 保護モルタル塗 t=30		g	軒天	モルタルコテ磨き AEP、一部アスベスト板 t=6(アスベスト含有建材)						
d	外壁	モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付		h	犬走り	モルタルコテ押え カラートップ						

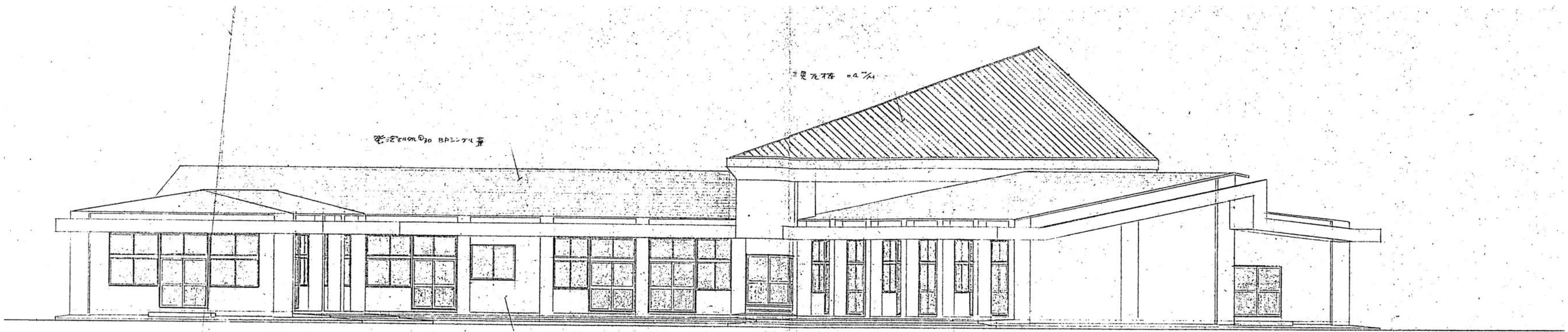
内部仕上表												
階	室名	内装制限	床	巾木	腰	壁	天井	廻縁	天井高	備考		
1	玄関	－	モルタルコテ押えカラートップ	テラゾーブロック 80×160	モルタルコテ磨きビニルクロス張	同左	PB t=9 ビニルクロス張			下足入、レインラック		
1	保育室(3歳)	－	サクラフロアー張	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨きビニルクロス張	同左	PB t=9 ビニルクロス張			ロッカー		
1	保育室(4歳)	－	サクラフロアー張	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨きビニルクロス張	同左	PB t=9 ビニルクロス張			ロッカー		
1	保育室(5歳)	－	サクラフロアー張	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨きビニルクロス張	同左	PB t=9 ビニルクロス張			ロッカー		
1	保育室(予備)	－	サクラフロアー張	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨きビニルクロス張	同左	PB t=9 ビニルクロス張			ロッカー		
1	保ふく室	－	クッションフロア張	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨きビニルクロス張	同左	PB t=9 ビニルクロス張			ロッカー		
1	寝室	－	サクラフロアー張	米褥 H=100 OP	木製格子	ラワンベニヤ t=4 ビニルクロス張 外壁側：モルタルコテ磨きビニルクロス張	PB t=9 ビニルクロス張					
1	休養室	－	スタイロ置敷 一部サクラフロアー張	雑巾摺	モルタルコテ磨きビニルクロス張	同左	杉板底目張					
1	便所1	－	モザイクタイル張	100角カラータイル張	100角カラータイル張	モルタルコテ磨きAEP	PB t=9 AEP					
1	便所2・3	－	モザイクタイル張	100角カラータイル張	100角カラータイル張	モルタルコテ磨きAEP	PB t=9 AEP					
1	職員便所	－	モザイクタイル張	100角カラータイル張	100角カラータイル張	モルタルコテ磨きAEP	PB t=9 AEP					
1	便所・浴室	－	モザイクタイル張	100角カラータイル張	100角カラータイル張	モルタルコテ磨きAEP	バスリブ					
1	遊戯室	－	サクラフロアー張 ステージ：カーペット敷	米褥 H=100 OP	ビーリング張	モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付	木毛板 t=25 AEP吹付 ステージ：PB t=9 ビニルクロス張			ステージ、地袋		
1	管理室	－	サクラフロアー張	米褥 H=100 OP	木製格子	ラワンベニヤ t=4 ビニルクロス張 外壁側：モルタルコテ磨きビニルクロス張	PB t=9 ビニルクロス張					
1	園長室	－	サクラフロアー張	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨きビニルクロス張	同左	PB t=9 ビニルクロス張					
1	職員室	－	サクラフロアー張	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨きビニルクロス張	同左	PB t=9 ビニルクロス張					
1	食堂	－	サクラフロアー張	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨き(木下地部 シナベニヤ t=4) ビニルクロス張	同左	PB t=9 ビニルクロス張					
1	調乳室	－	長尺塩ビシート張	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨きビニルクロス張	同左	PB t=9 ビニルクロス張					
1	プラットホーム	－	モルタルコテ押えカラートップ	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨きAEP	同左	PB t=9 AEP(アスベスト含有)					
1	廊下	－	サクラフロアー張	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨きビニルクロス張	同左	PB t=9 ビニルクロス張					
1	教材庫1～5	－	サクラフロアー張	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨きAEP	同左	PB t=9 AEP					
1	倉庫	－	モルタル塗	米褥 H=100 OP	モルタルコテ磨きAEP	同左	PB t=9 AEP					
1	機械室	－	モルタルコテ押えカラートップ	米褥 H=100 OP	CB モルタル塗	同左	PB t=9 AEP			空調ダクト紐バッキン：アスベスト含有建材		





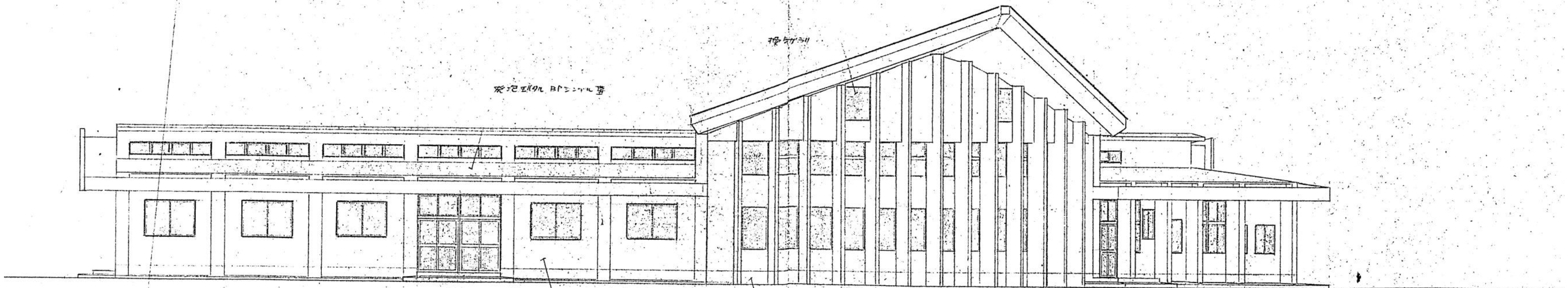
記号	屋根仕上表
①	断熱モルタル 30mm厚下地 B.P.シングル葺
②	三晃式 A号瓦葺 0.4㎡
③	断熱モルタル ハネコート 防水下地 保冷モルタル

屋根伏図 1:100



窓 0.4%

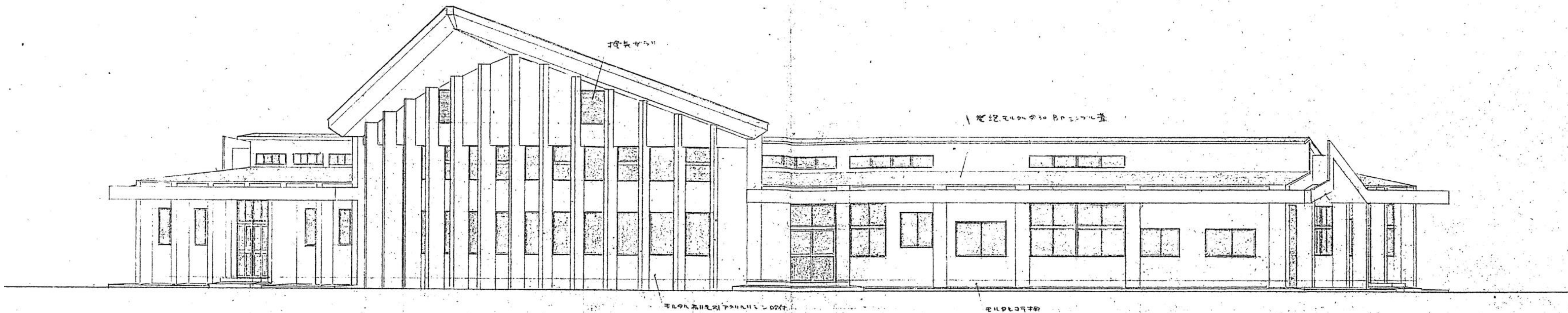
東側立面図 1/100



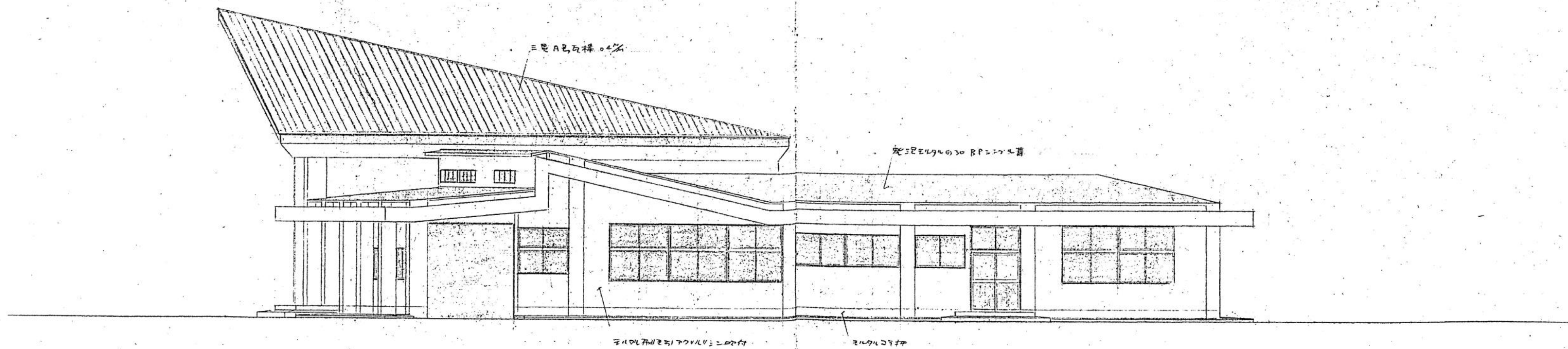
屋根 0.4%

窓 0.4%

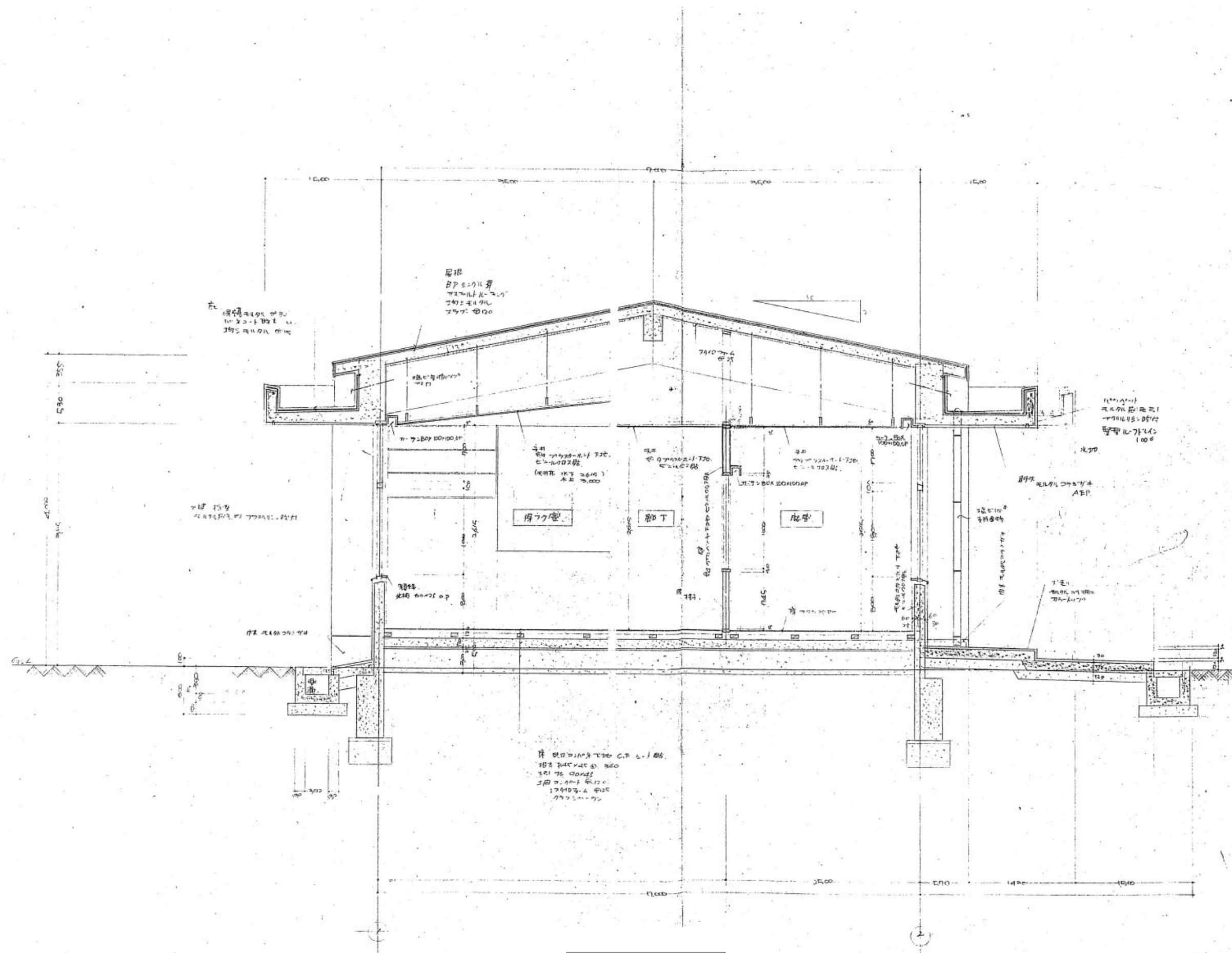
北側立面図 1/100



西側立面図 1/100

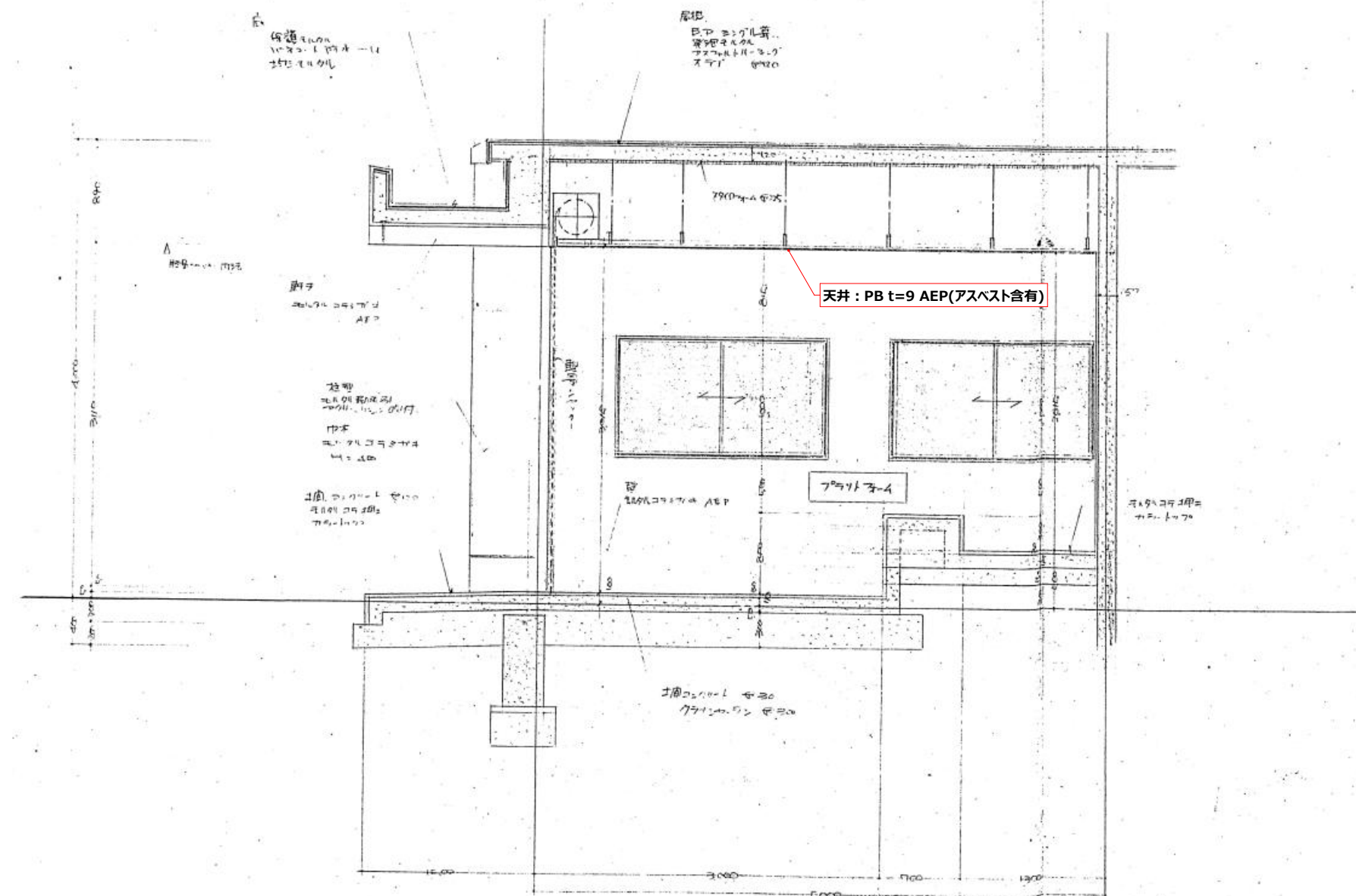


南側立面図 1/100



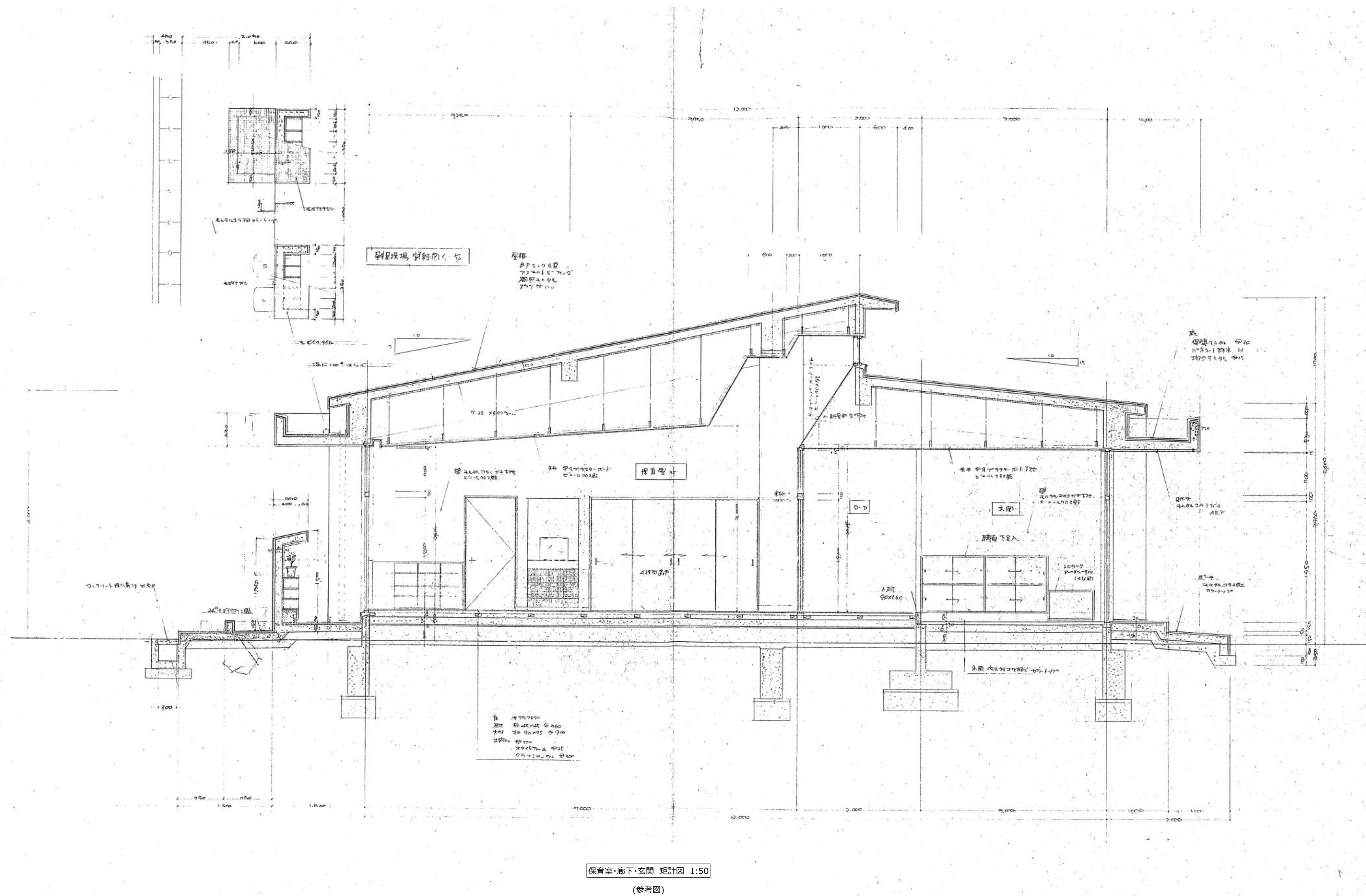
保ふく室・廊下・寝室 矩計図 1:50

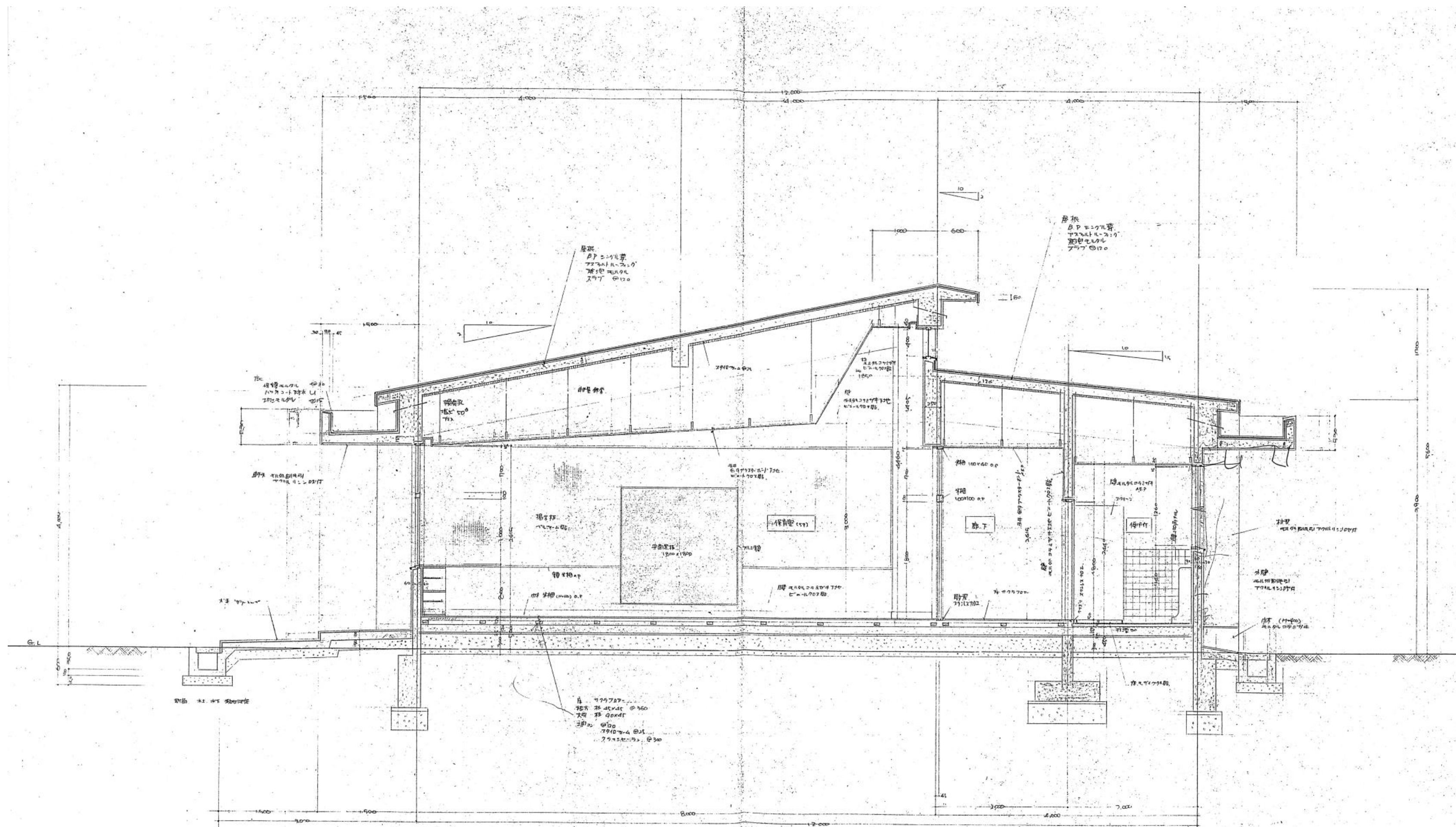
(参考図)



プラットフォーム 矩計図 1:50

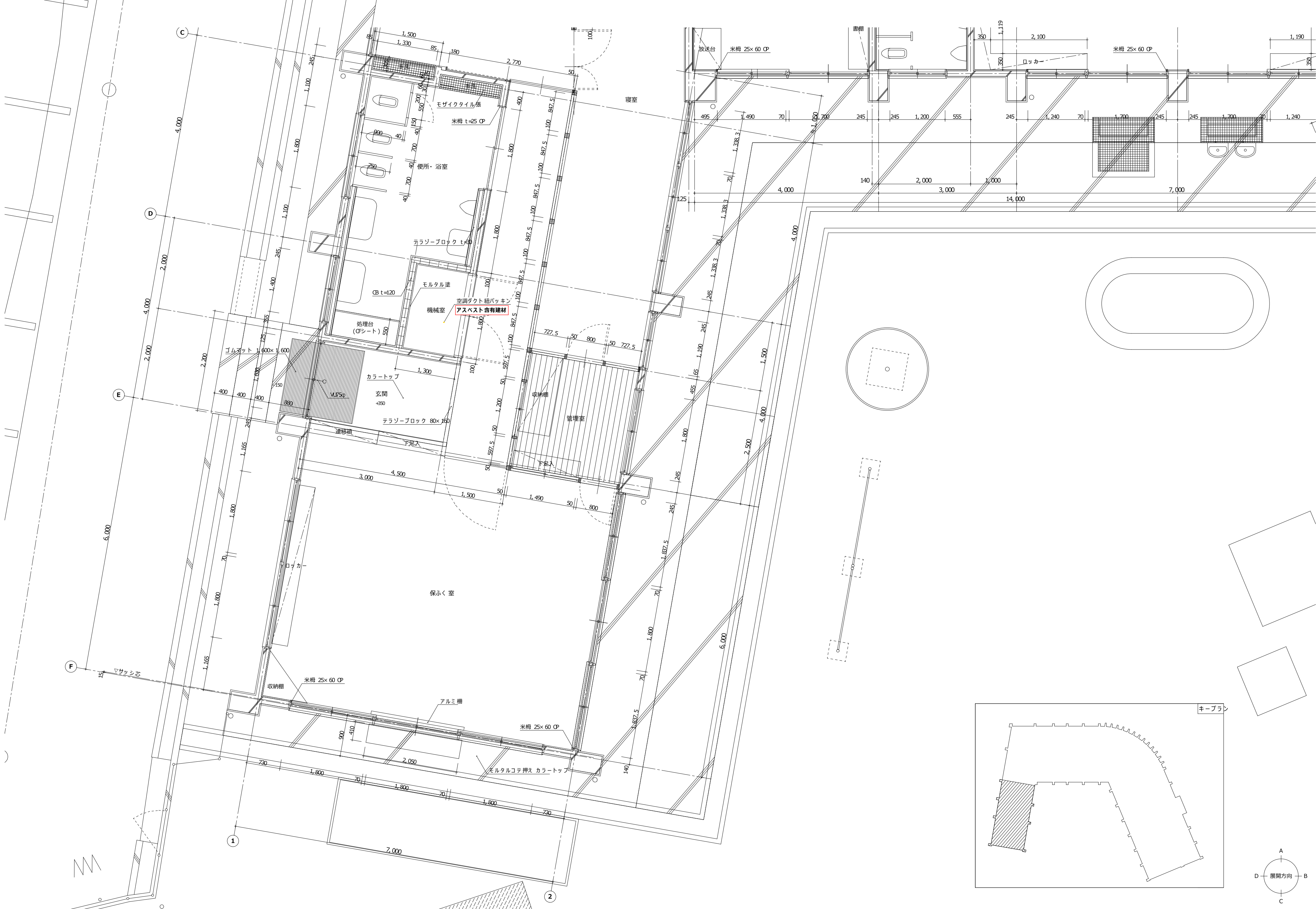
(参考図)

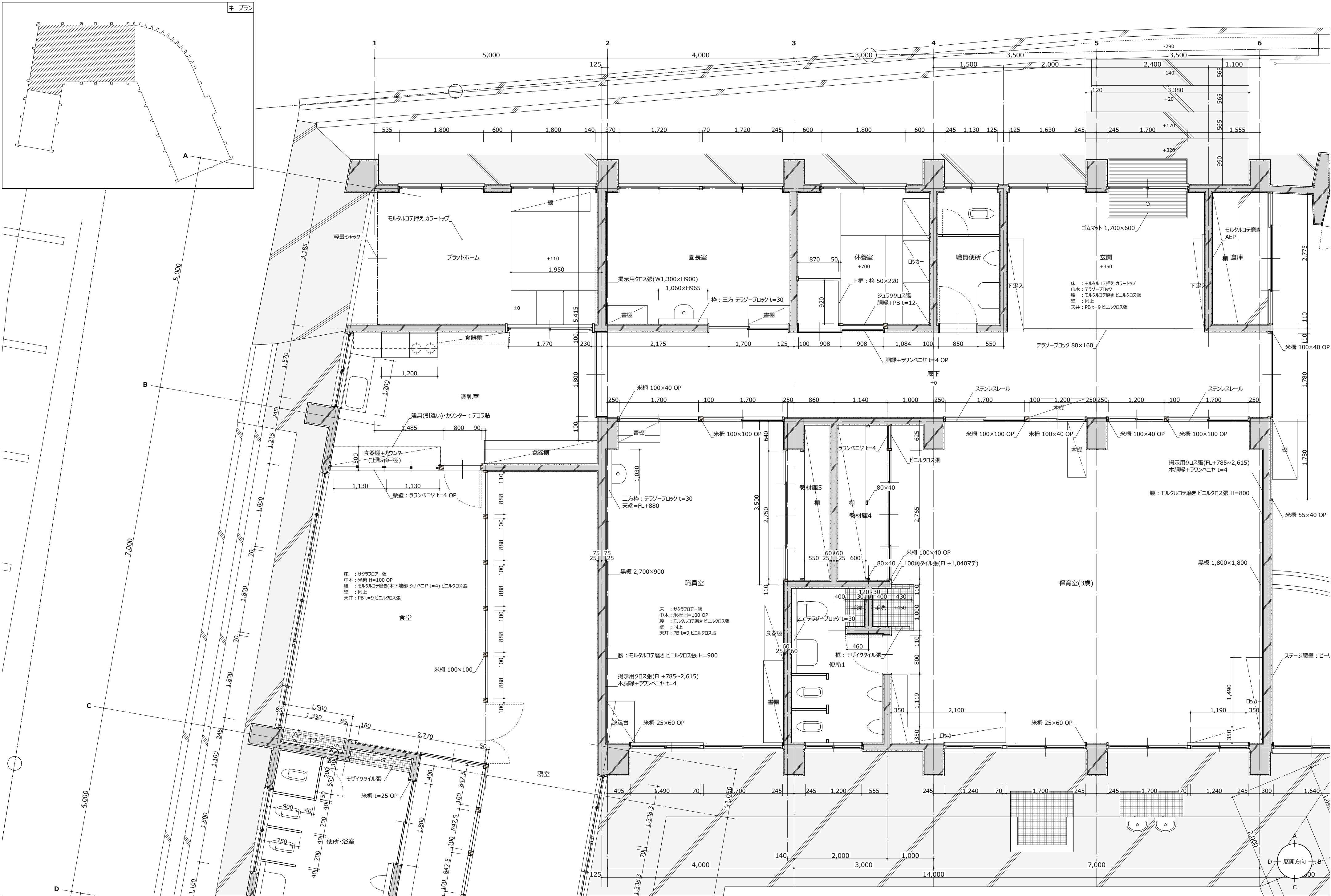


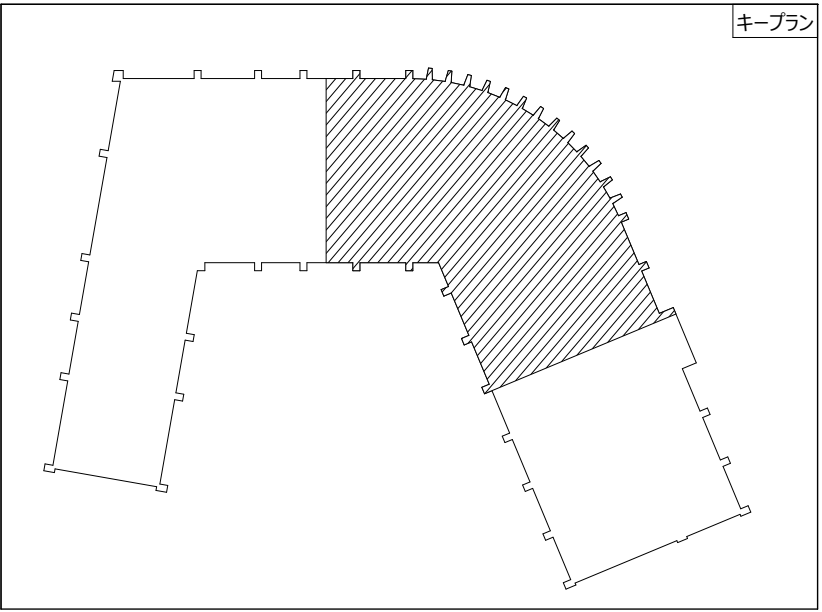
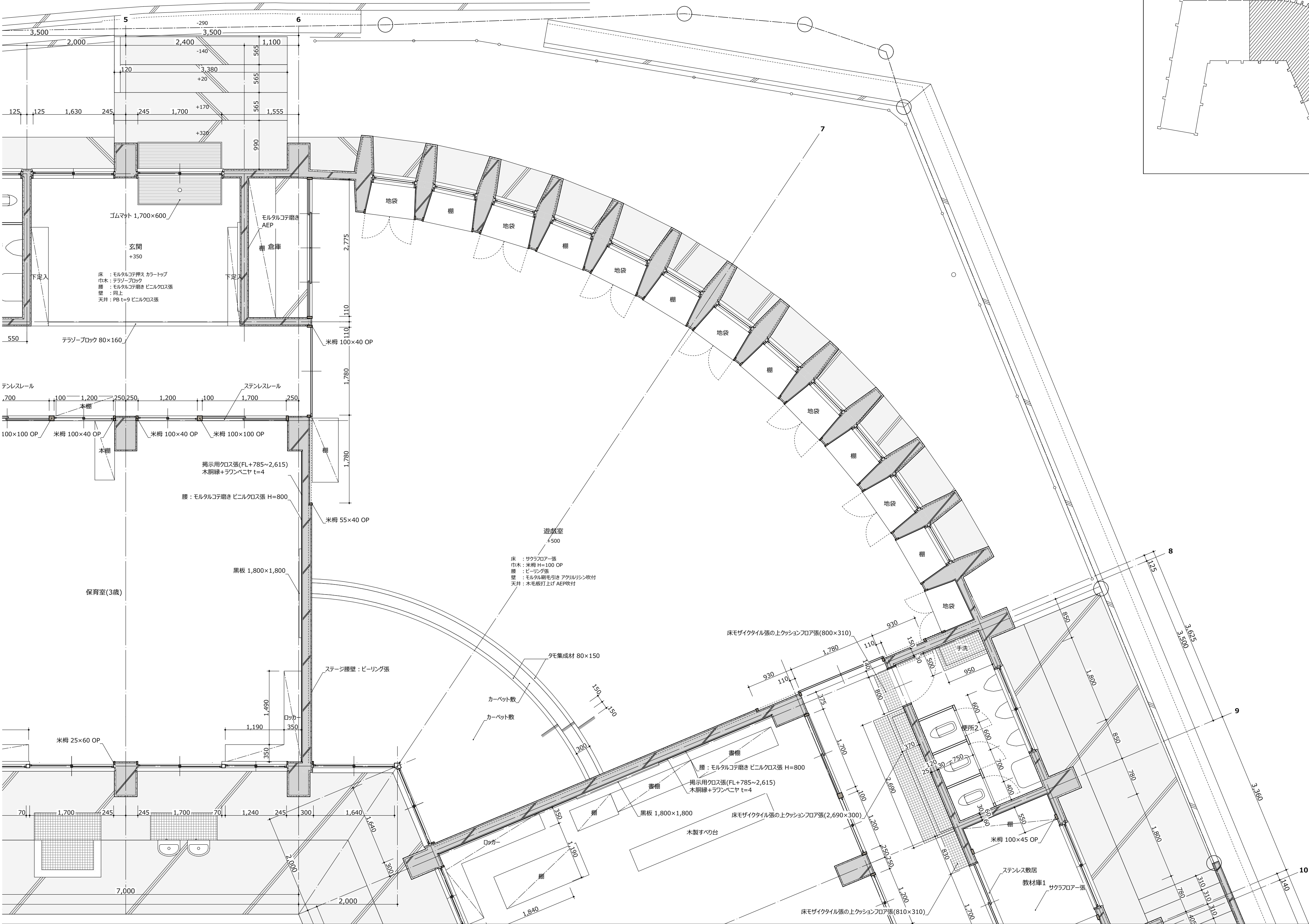


保育室(5歳)・廊下・便所 矩計図 1:50

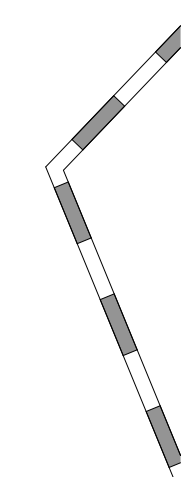
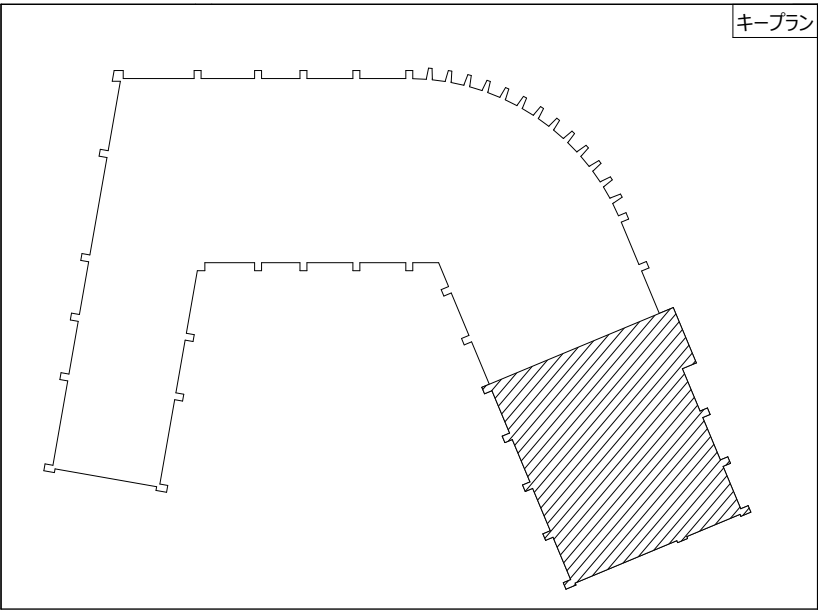
(参考図)

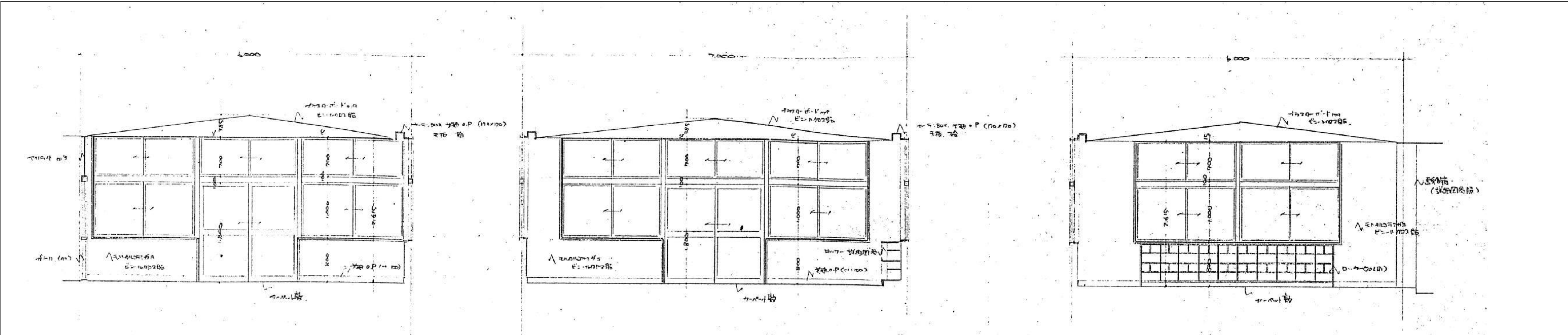








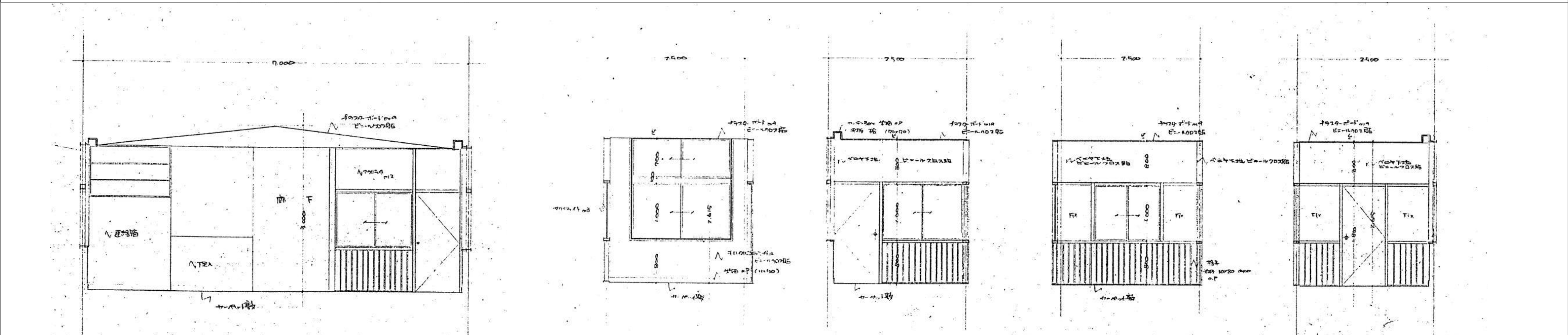




保ふく室 A

保ふく室 B

保ふく室 C



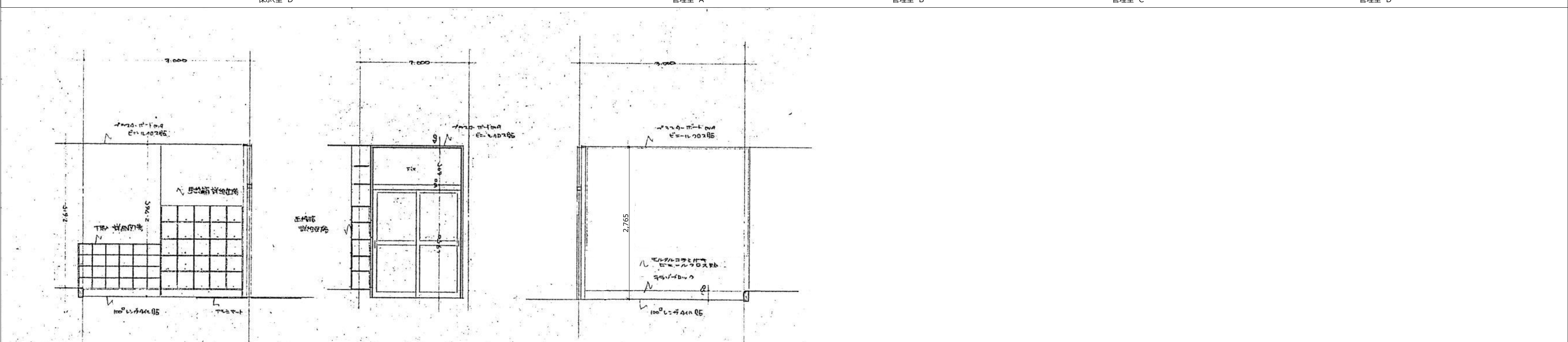
保ふく室 D

管理室 A

管理室 B

管理室 C

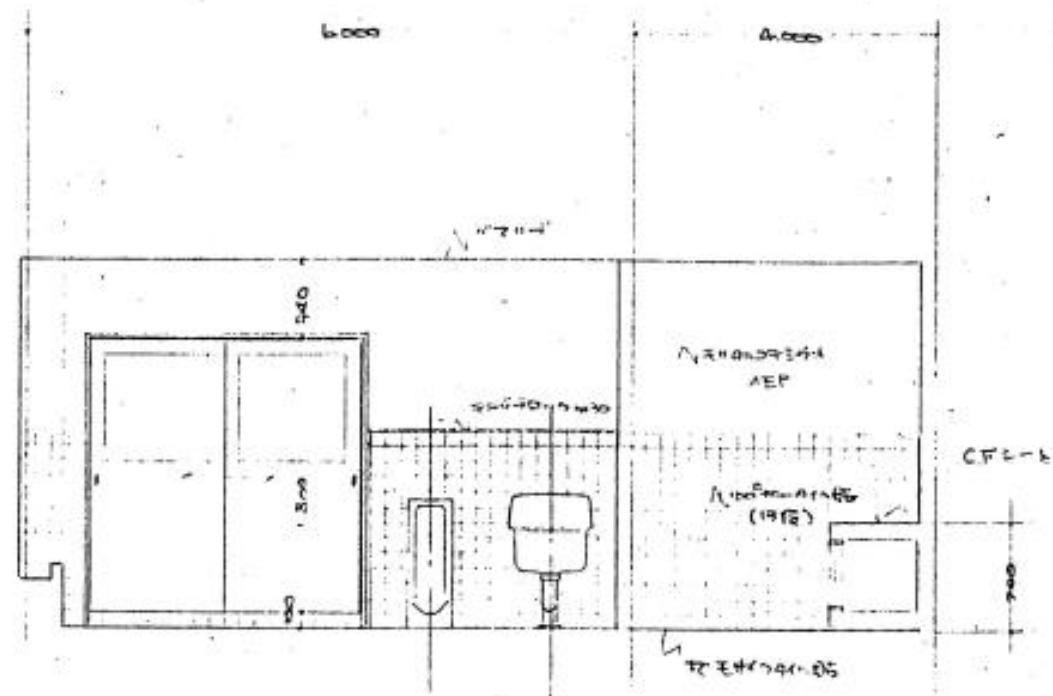
管理室 D



玄関 B

玄関 C

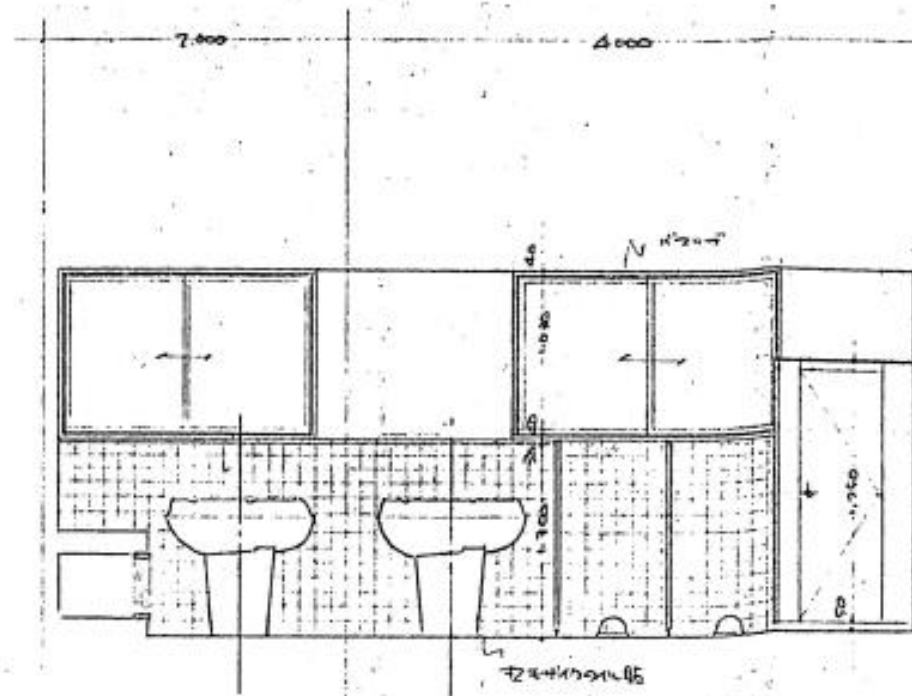
玄関 D



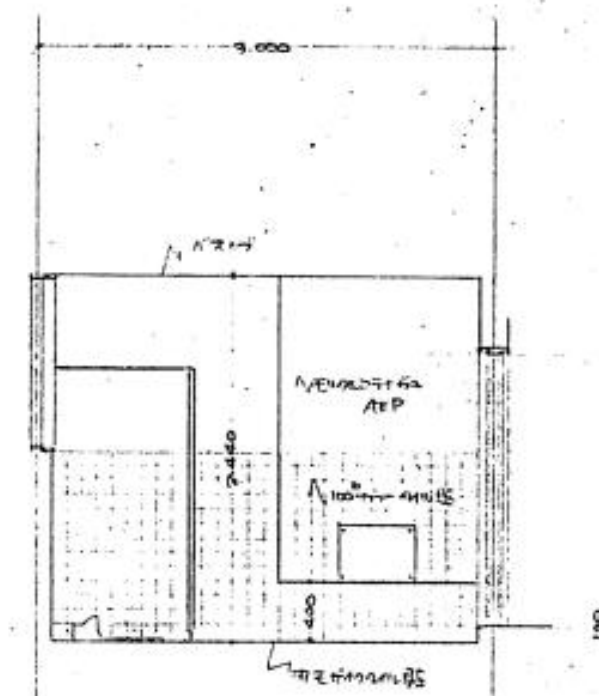
便所・浴室 A



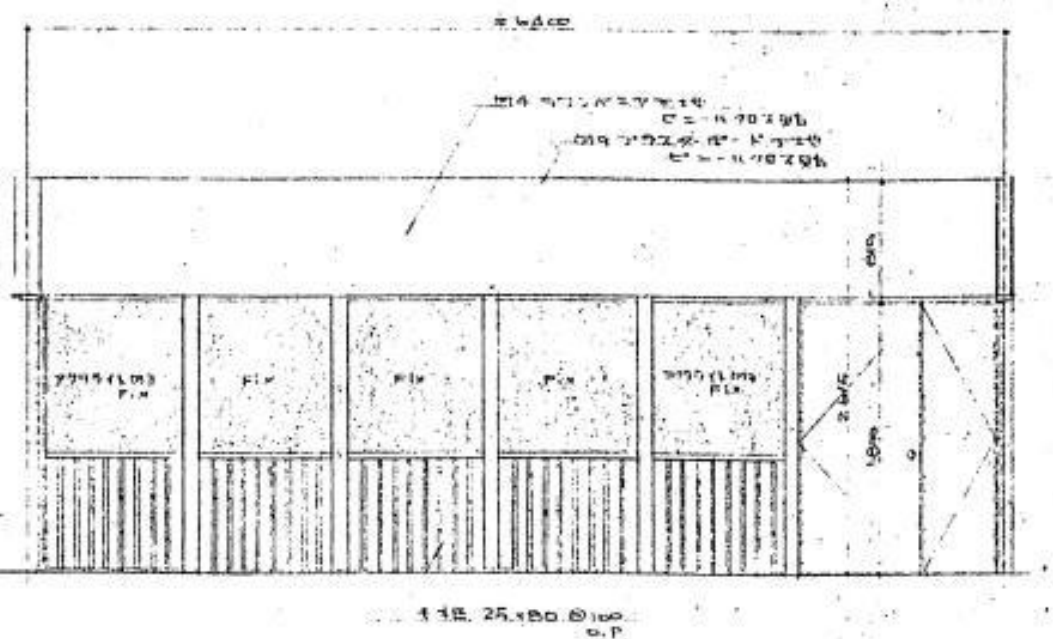
便所・浴室 B



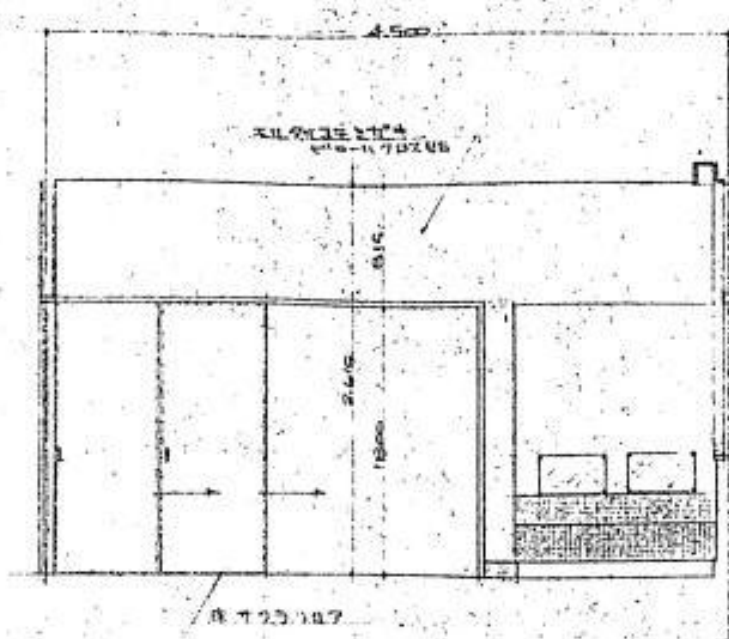
便所・浴室 C



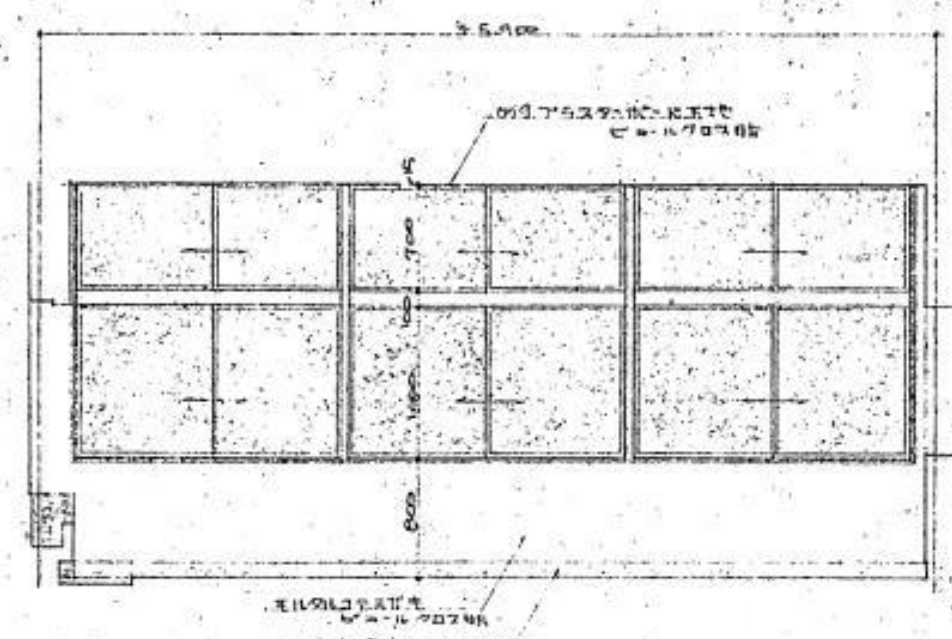
便所・浴室 D



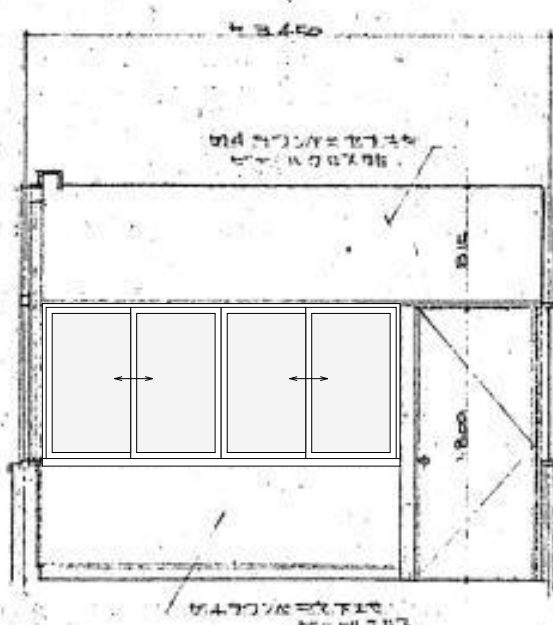
食堂 A



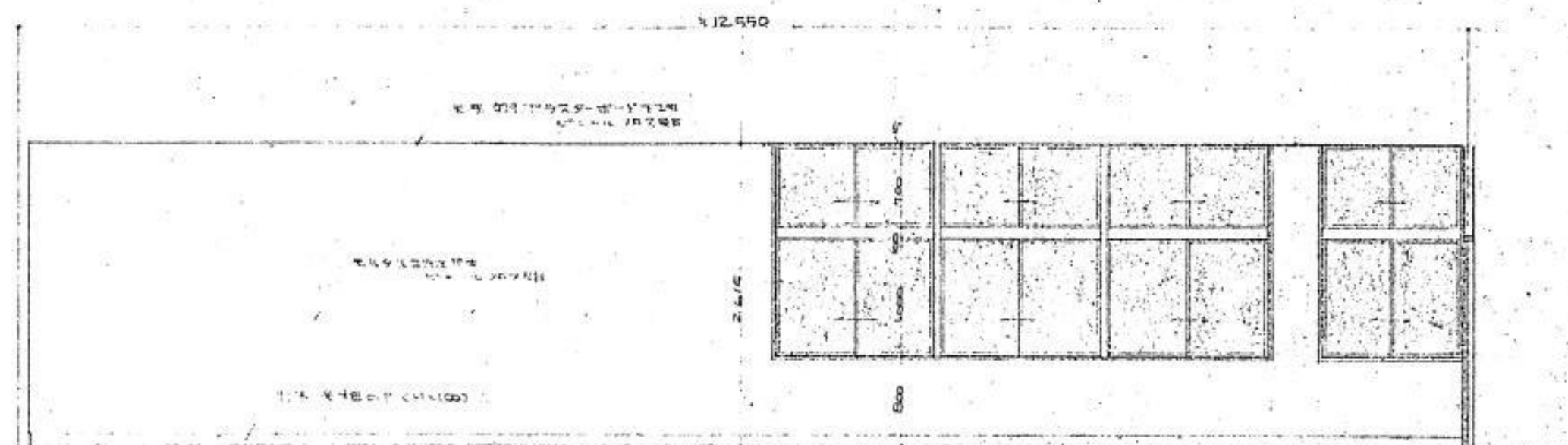
食堂 B



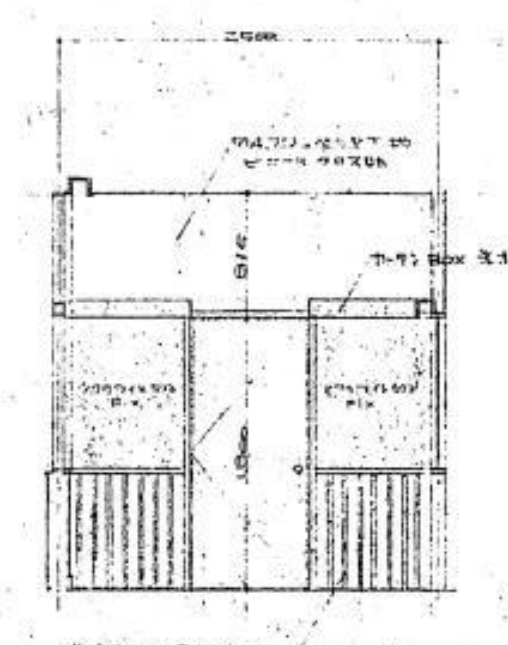
食堂 C



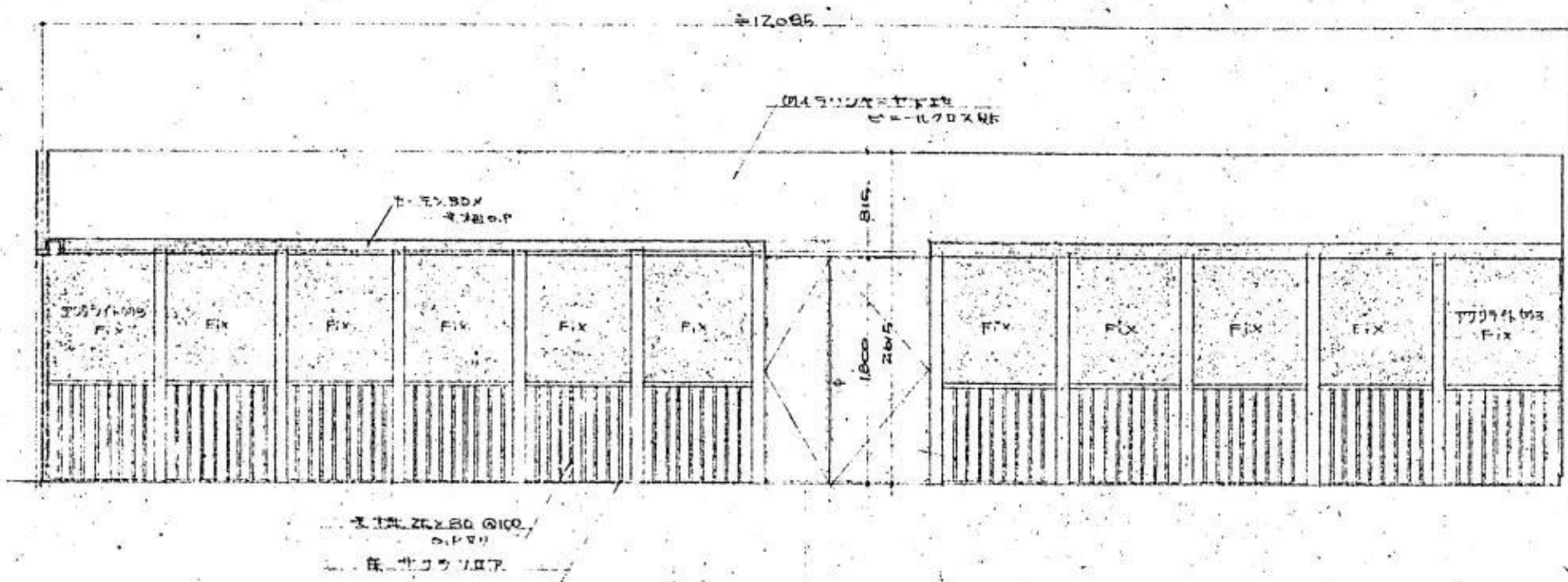
食堂 D



寝室 A



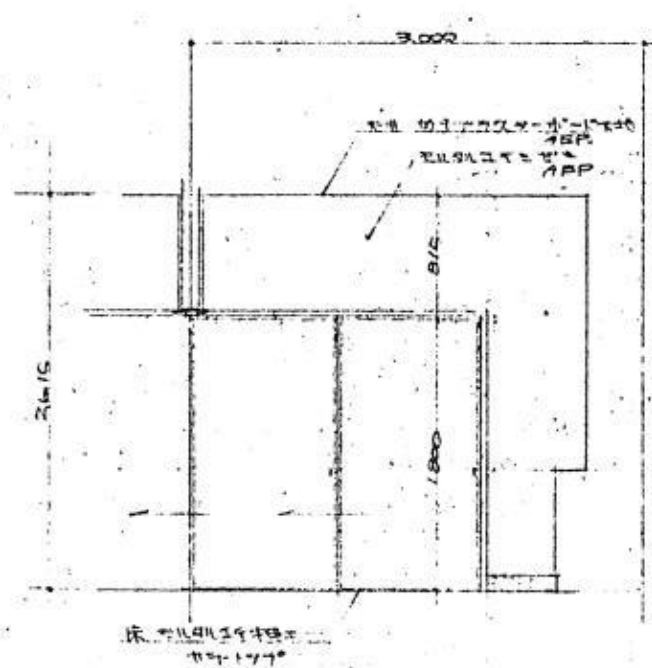
寝室 B



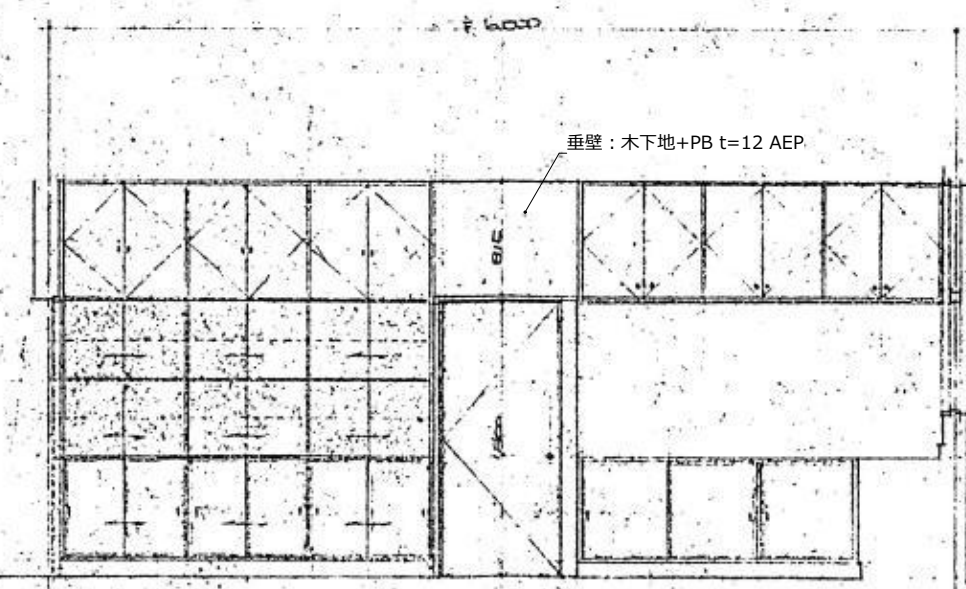
寝室 C



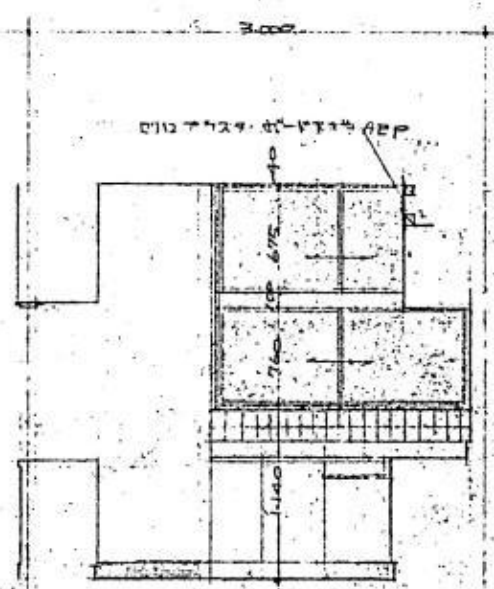
寝室 D



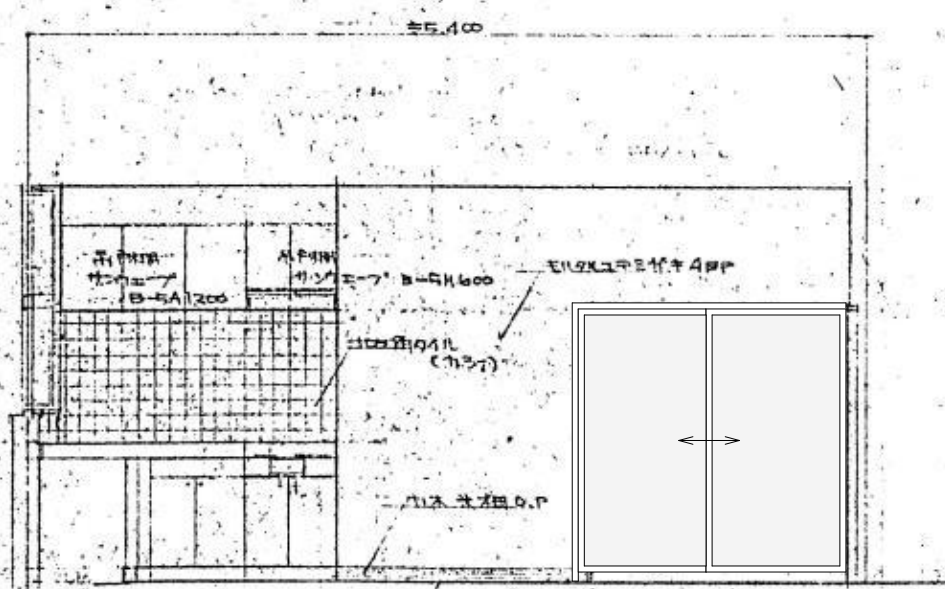
調乳室 A



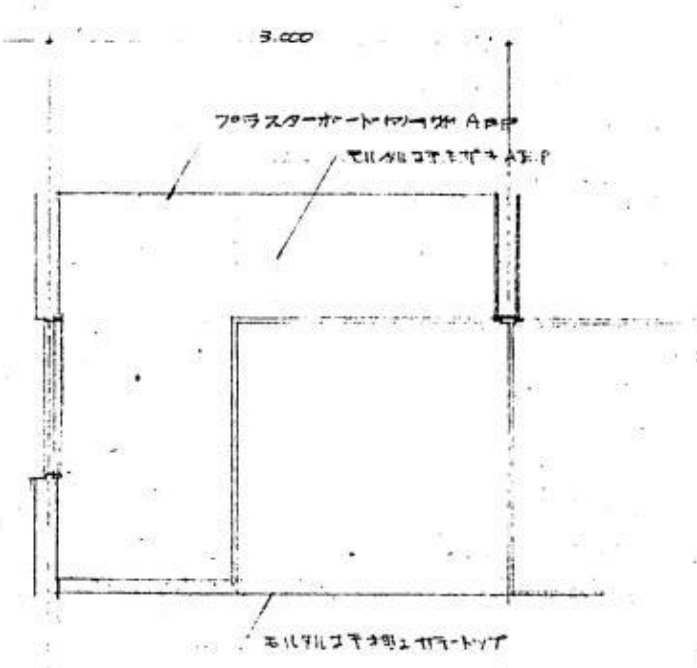
調乳室 B



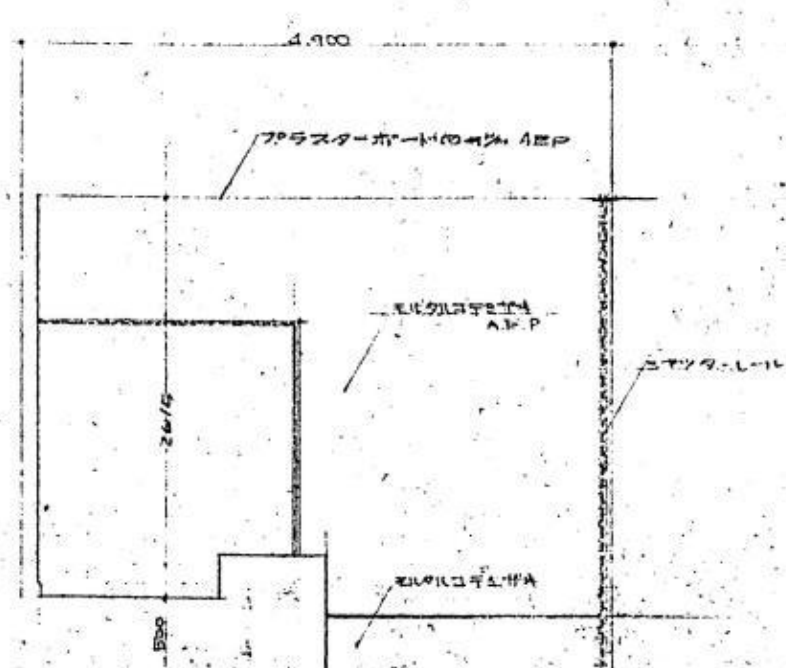
調乳室 C



調乳室 D



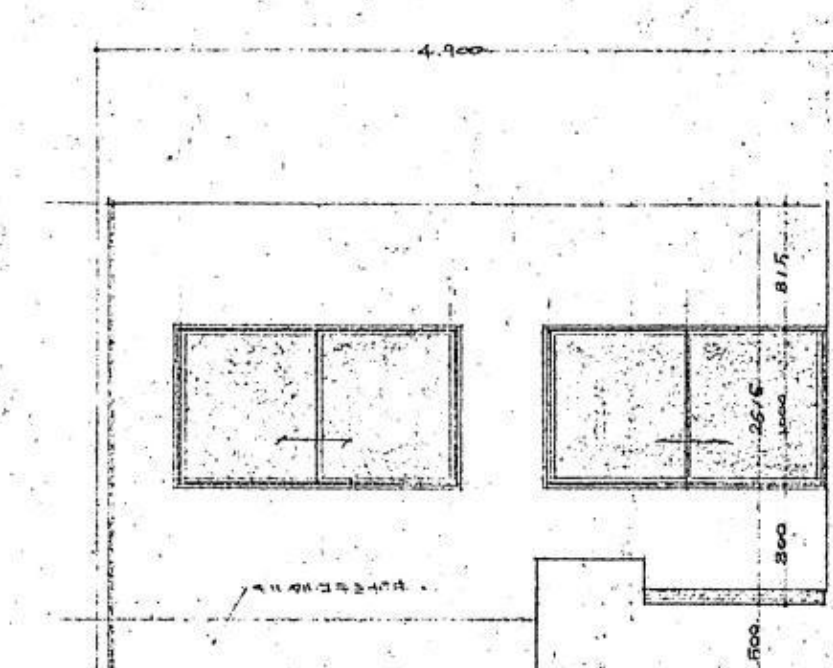
プラットフォーム A



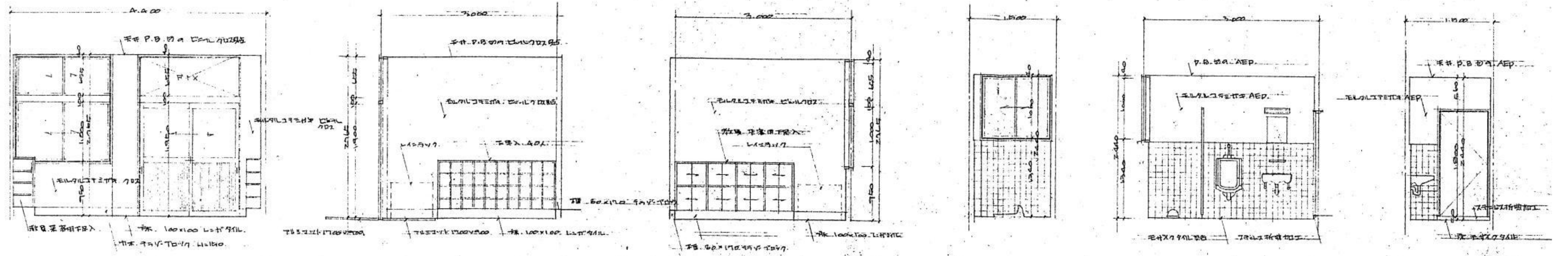
プラットフォーム B



プラットフォーム C



プラットフォーム D



玄関 A

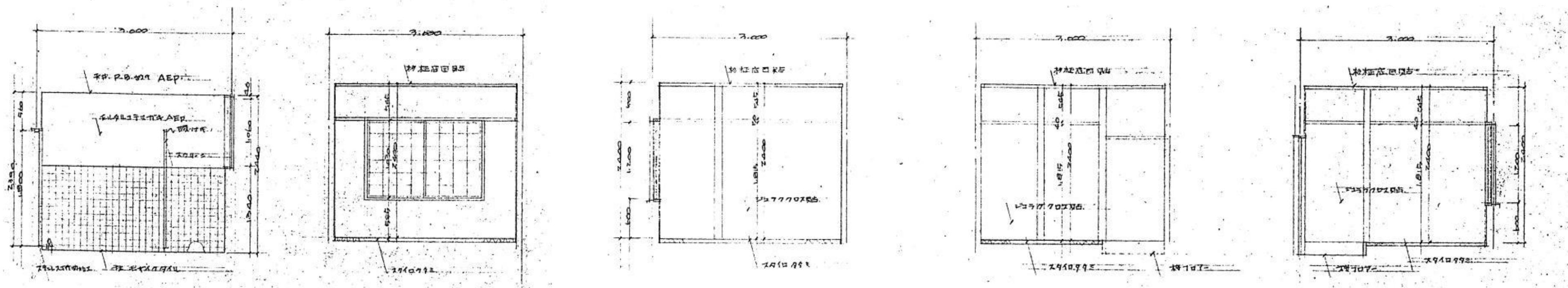
玄関 B

玄関 D

便所 A

便所 B

便所 C



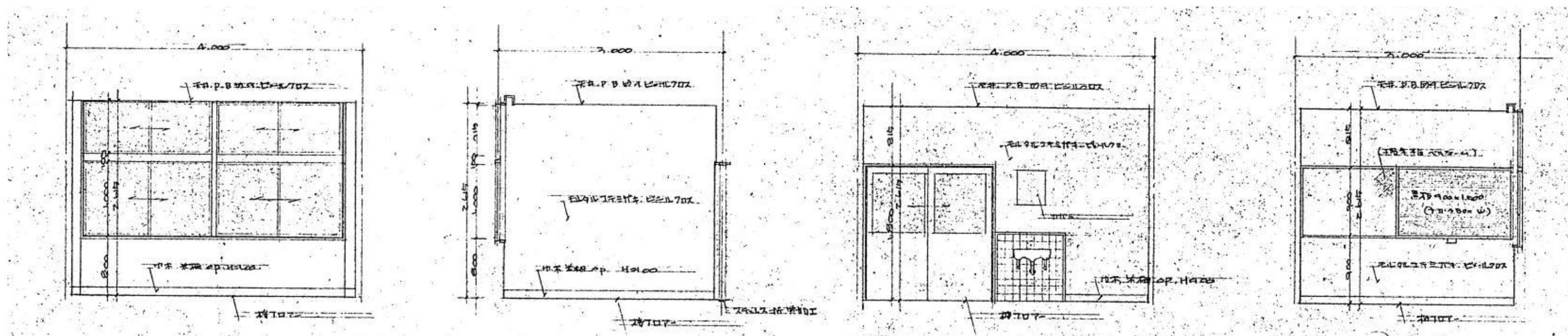
便所 D

休憩室 A

休憩室 B

休憩室 C

休憩室 D

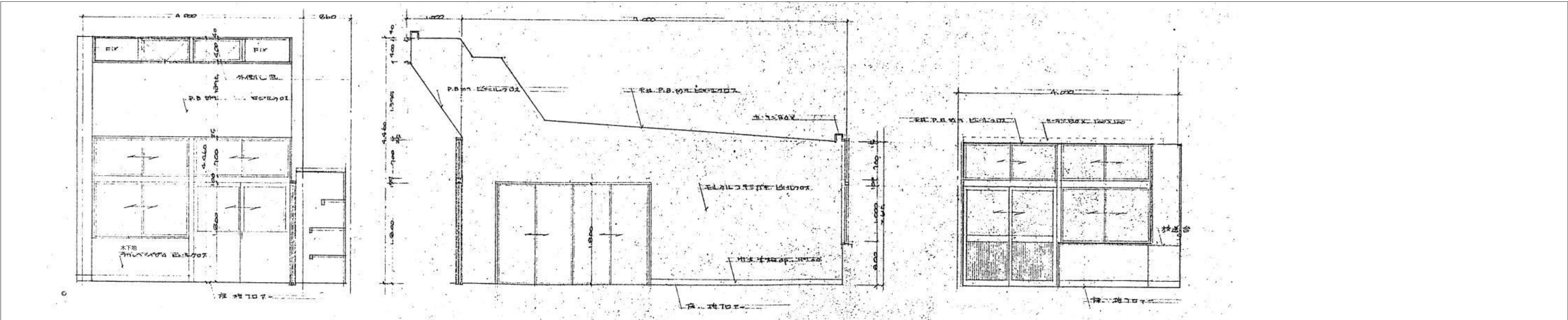


図長室 A

図長室 B

図長室 C

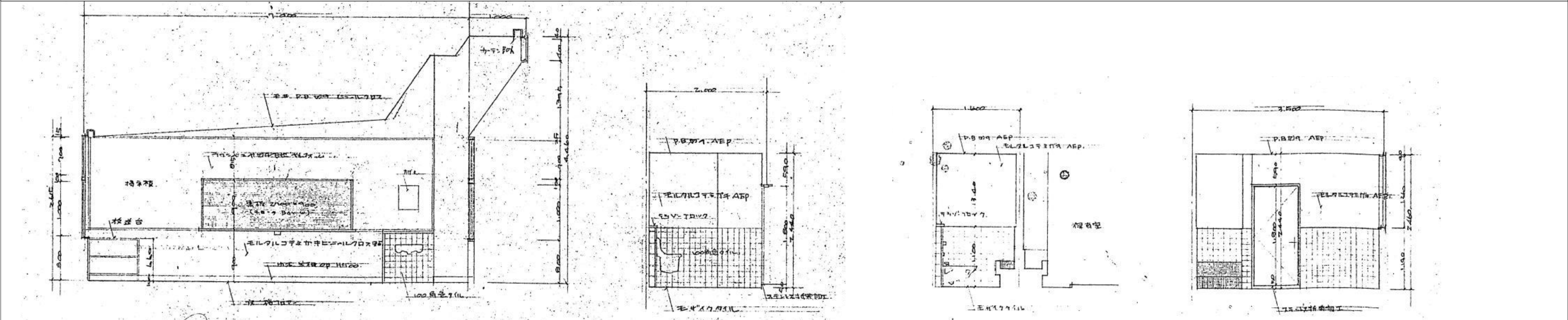
図長室 D



職員室 A

職員室 B

職員室 C



職員室 D

幼児用便所 A

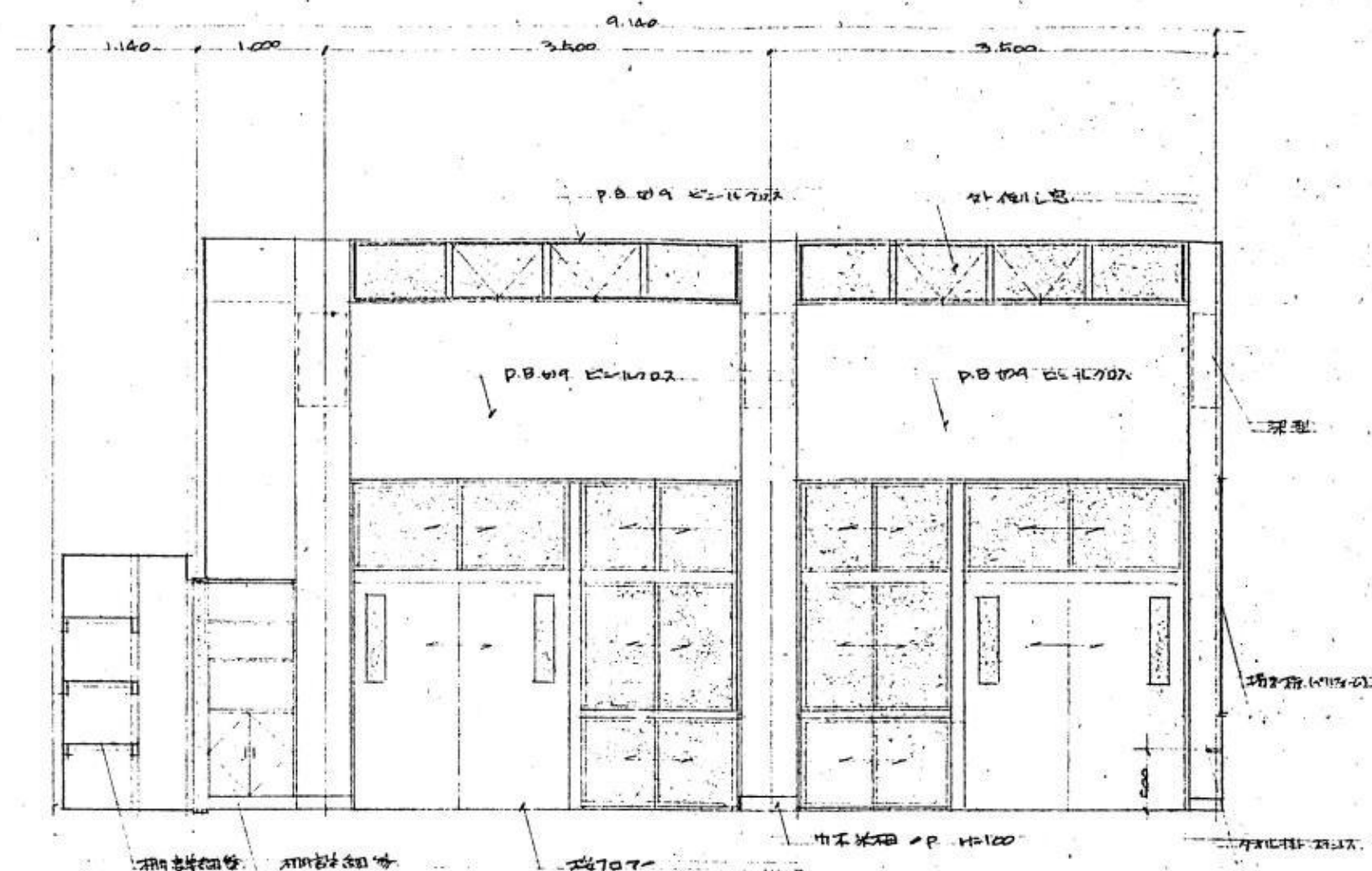
幼児用便所 A'

幼児用便所 B

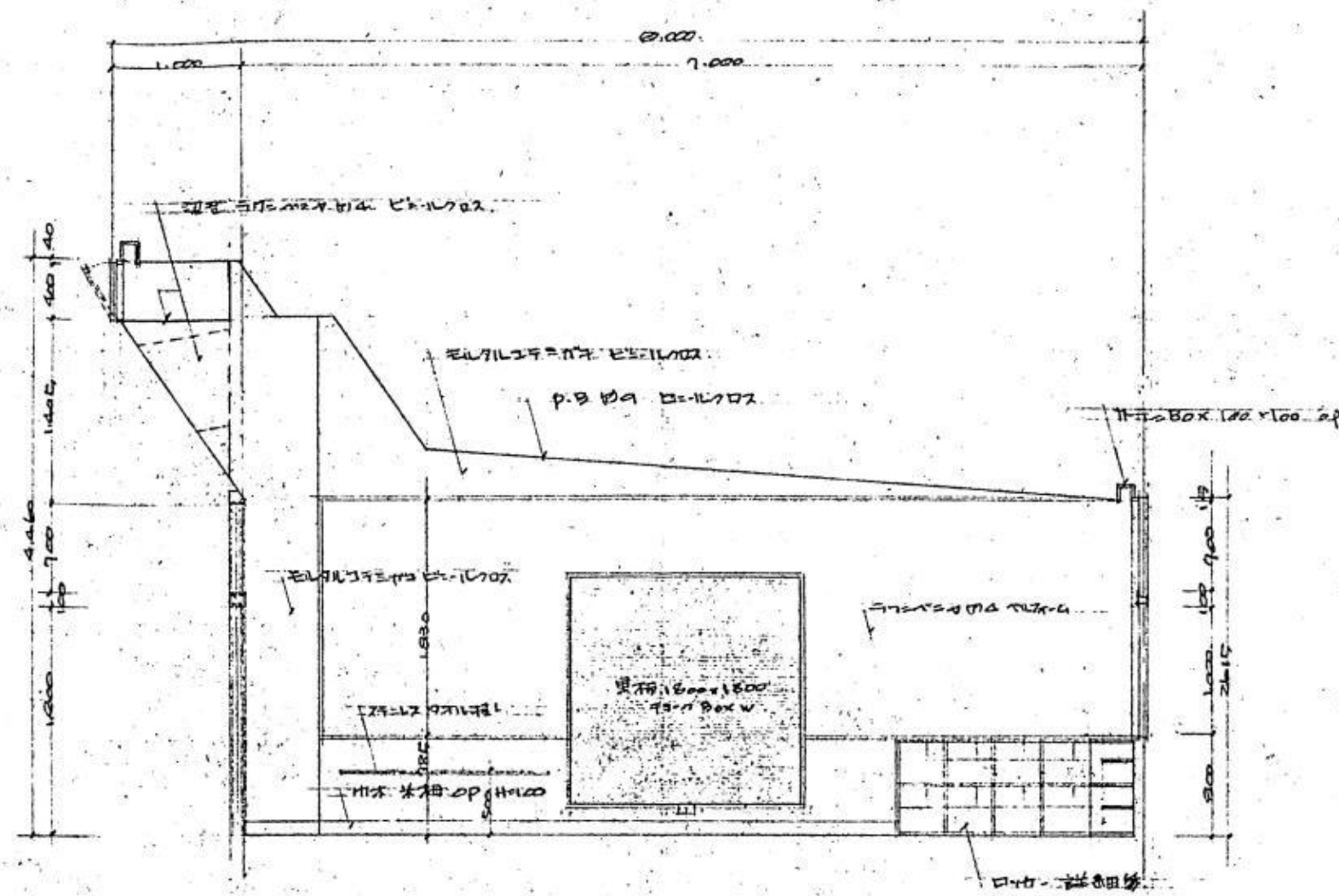


幼児用便所 C

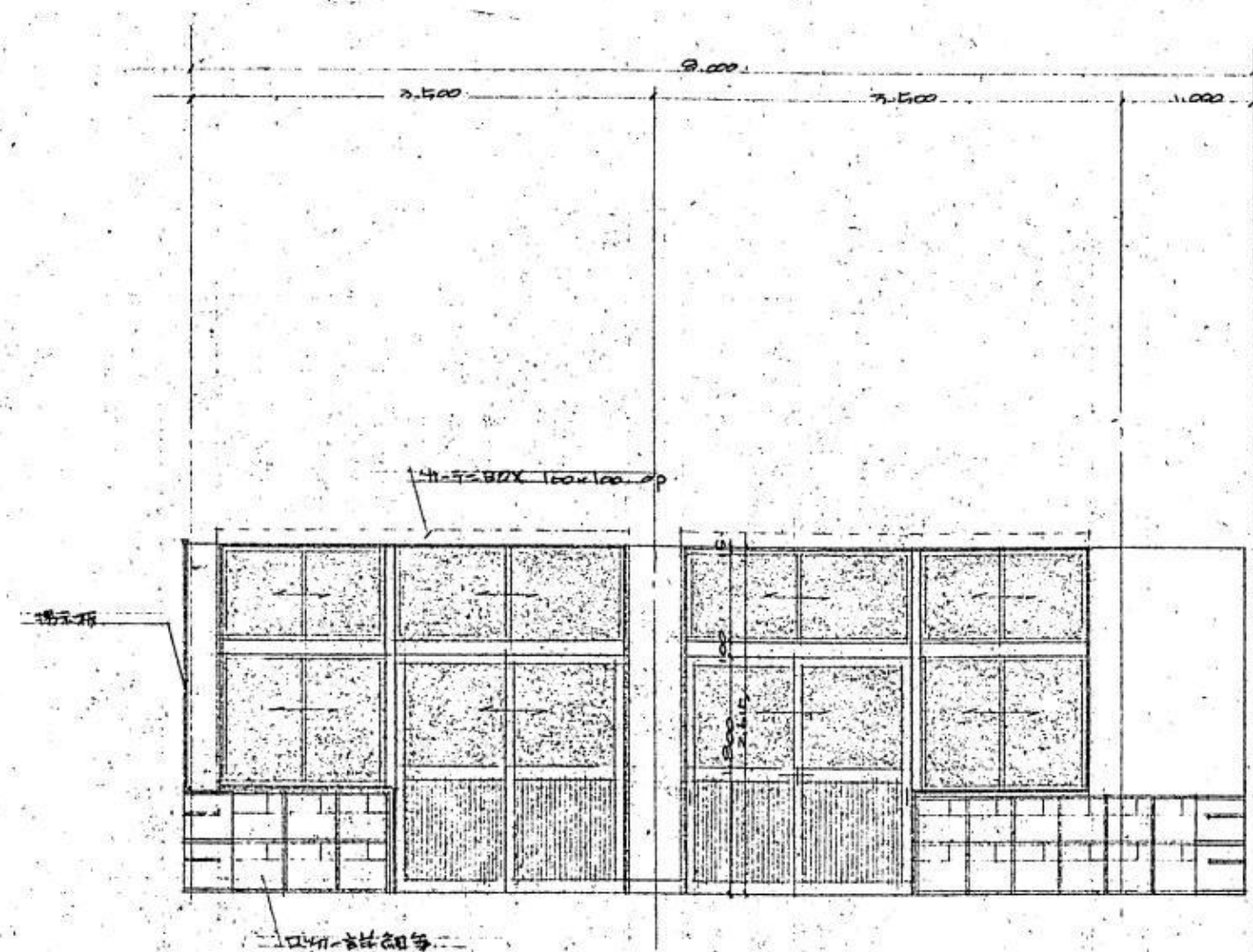
幼児用便所 D



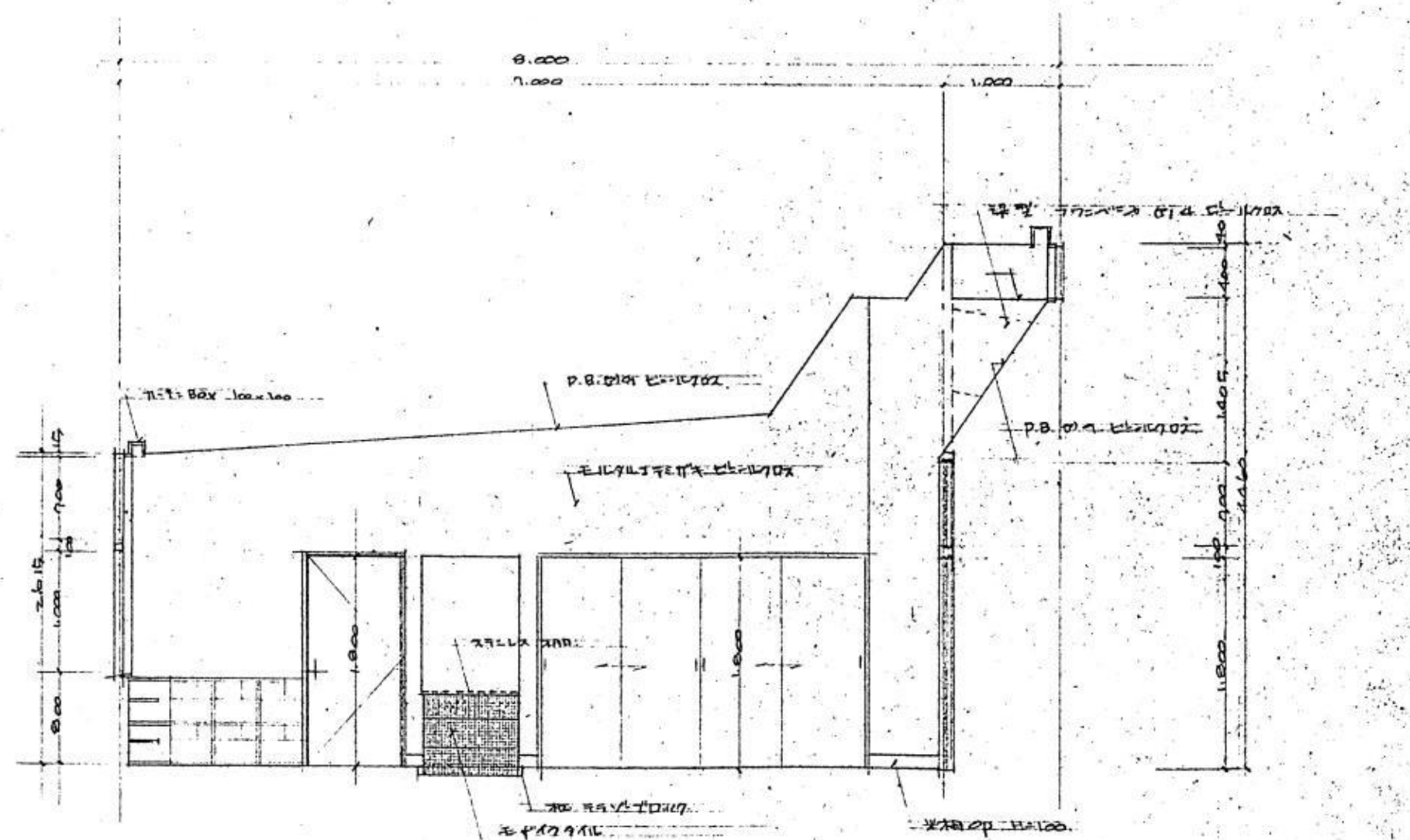
保育室(3歳) A



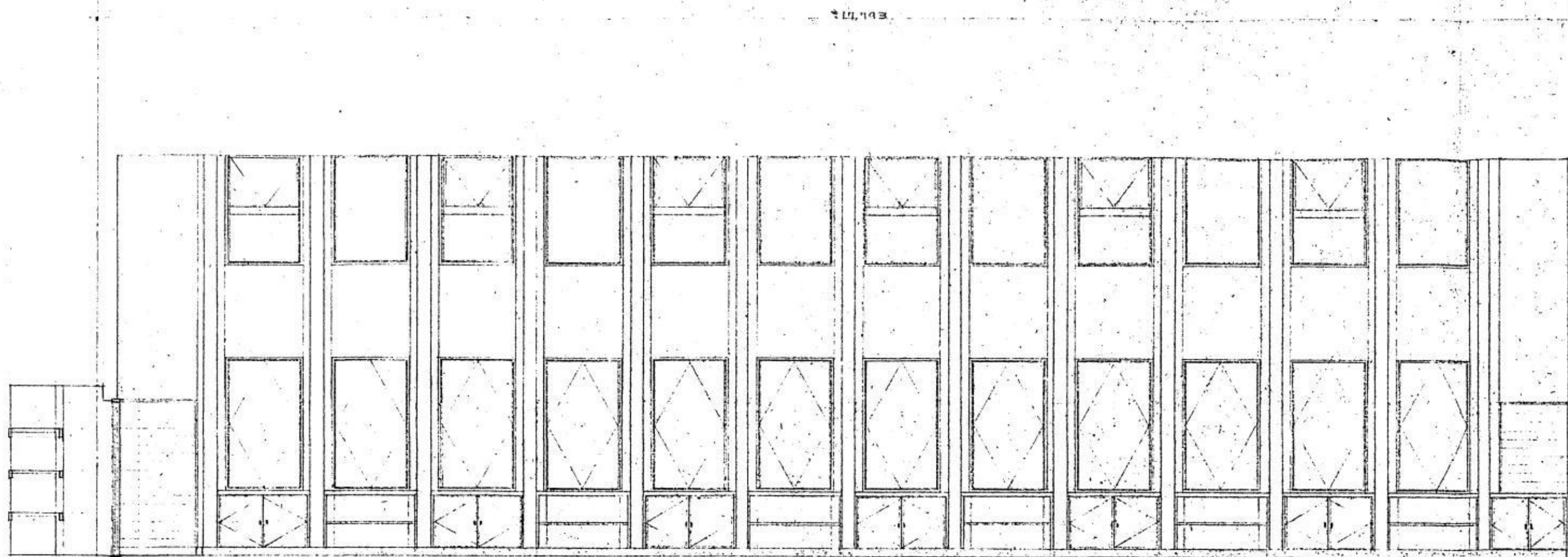
保育室(3歳) B



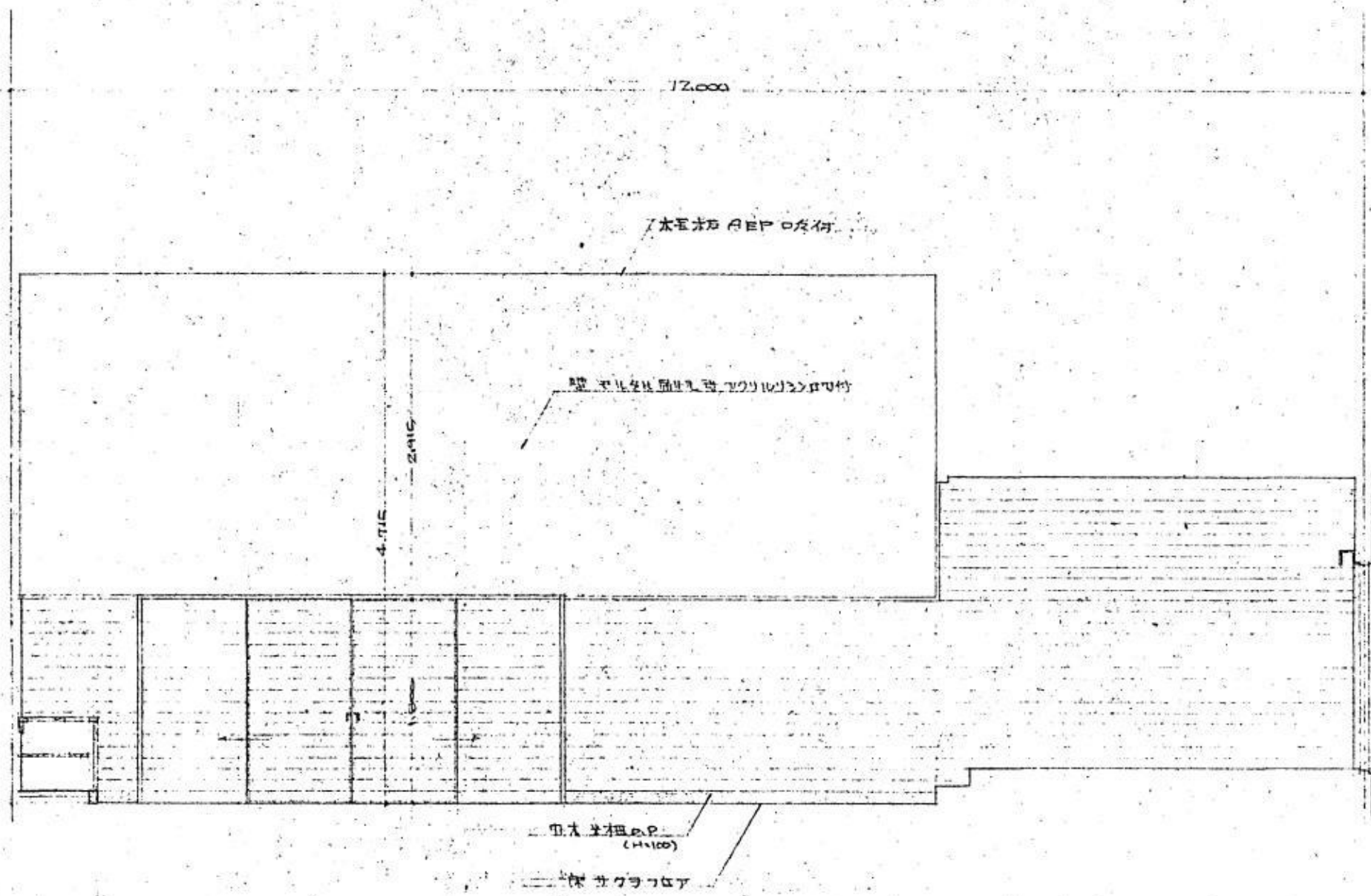
保育室(3歳) C



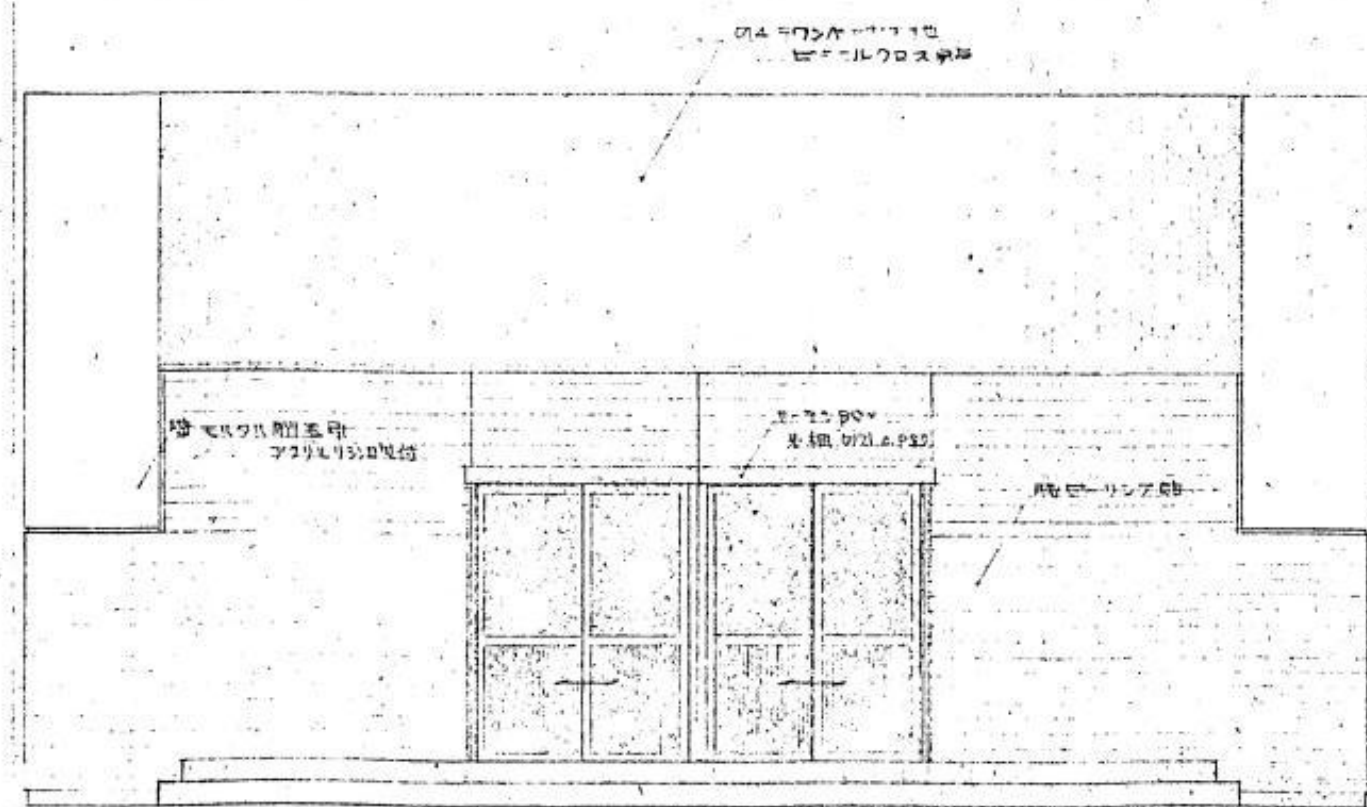
保育室(3歳) D



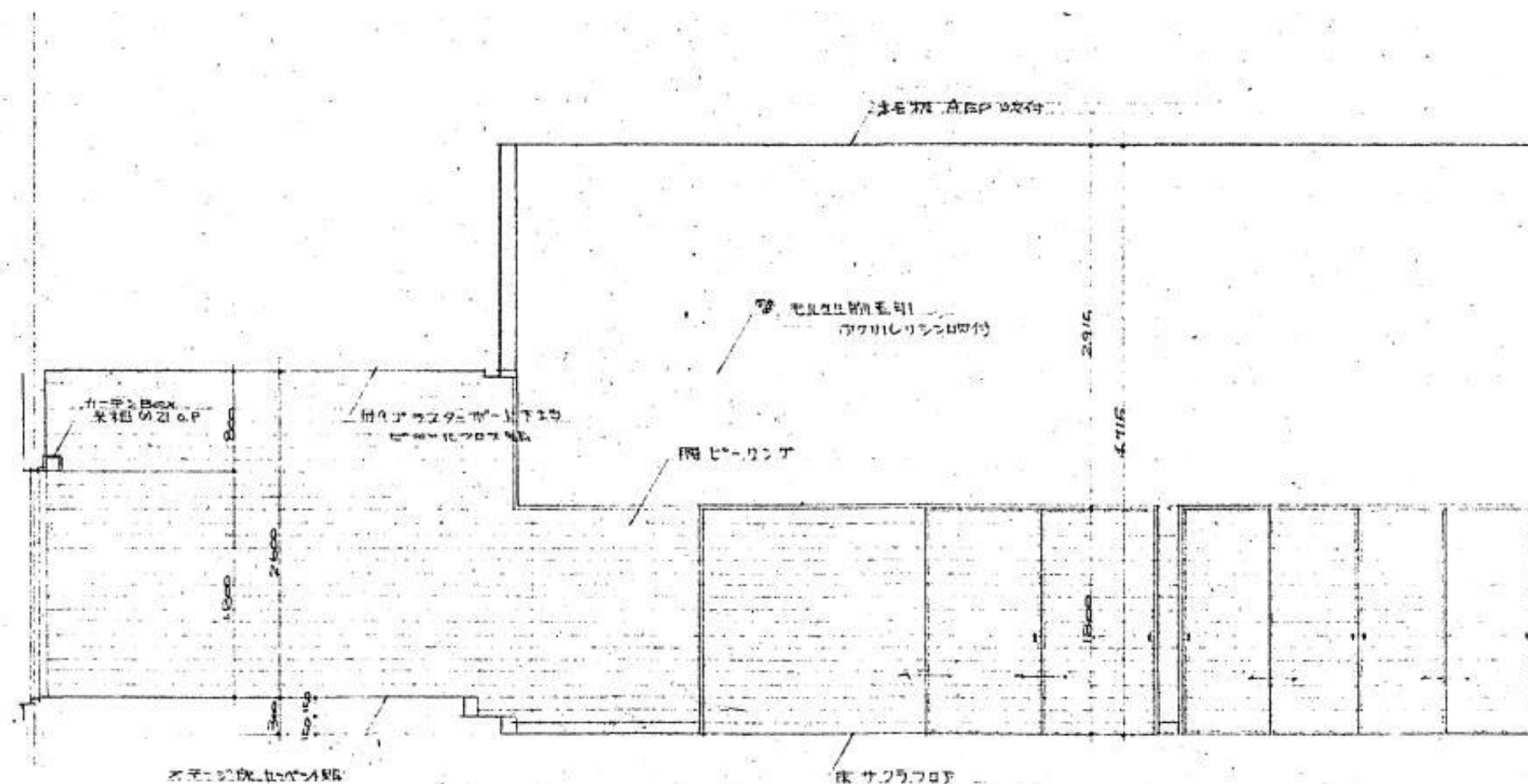
遊戲室 A



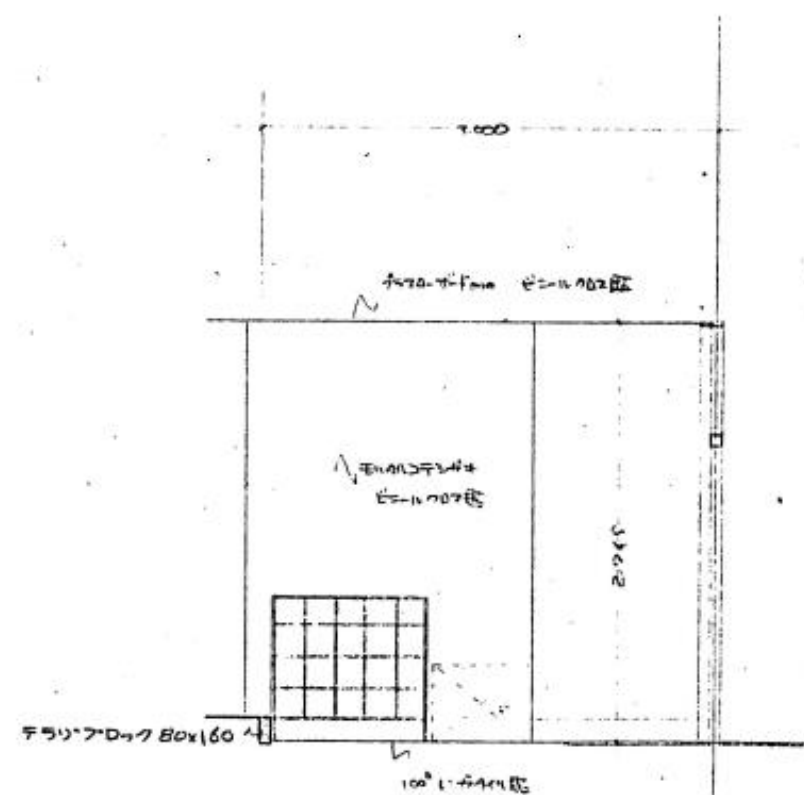
遊戲室 B



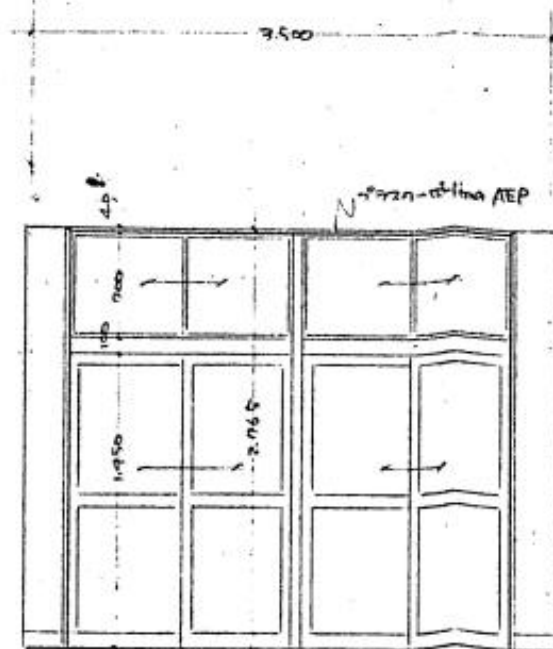
遊戯室 C



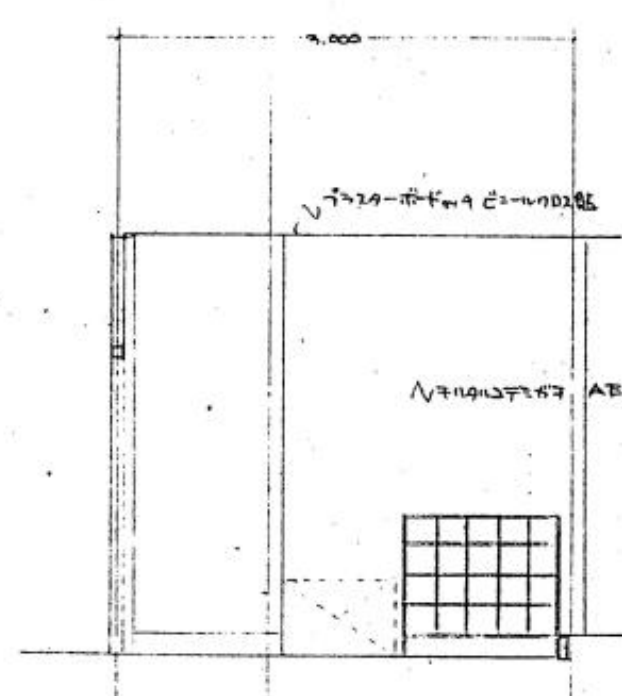
遊戯室 D



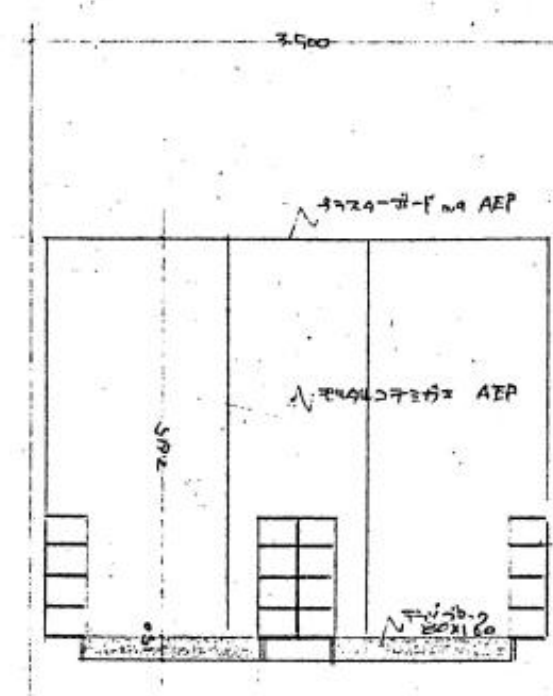
玄関 A



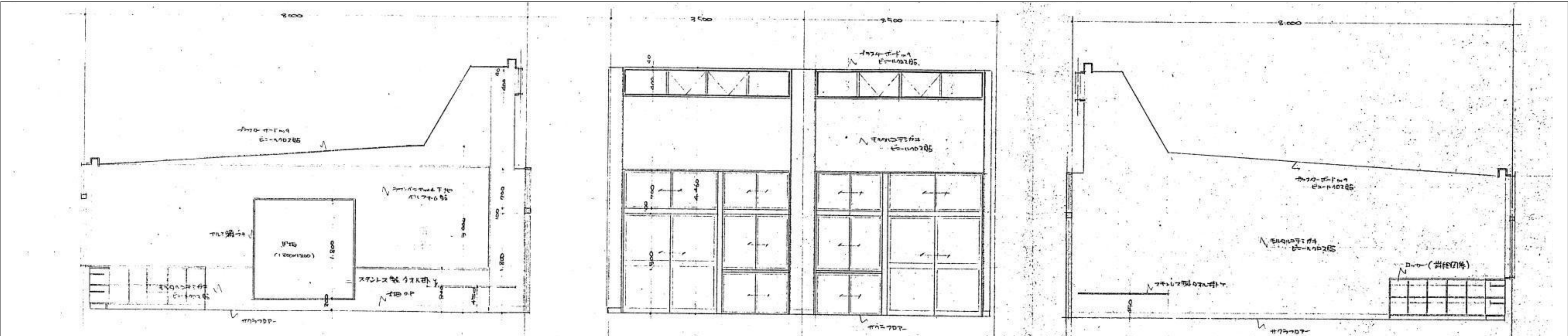
玄関 B



玄関 C



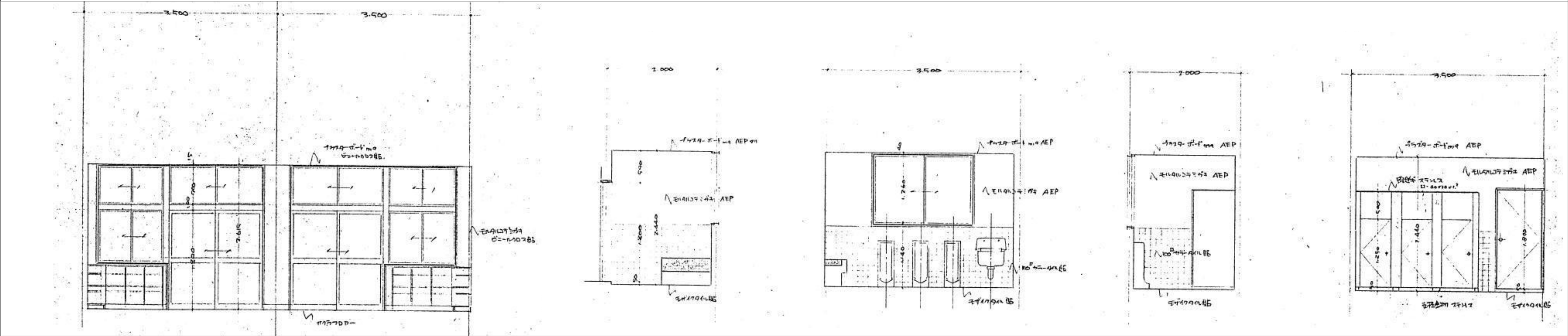
玄関 D



保育室(4~5歳) A

保育室(4~5歳) B

保育室(4~5歳) C



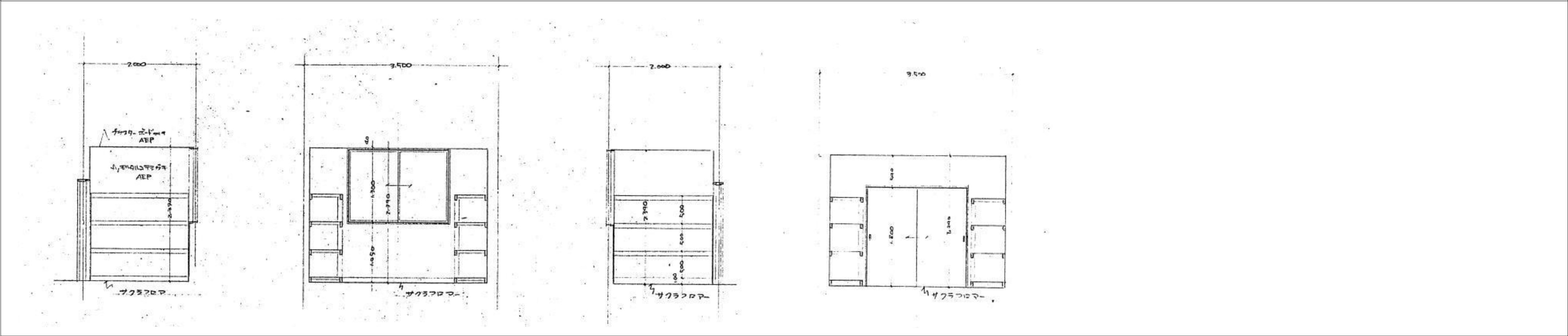
保育室(4~5歳) D

便所 A

便所 B

便所 C

便所 C

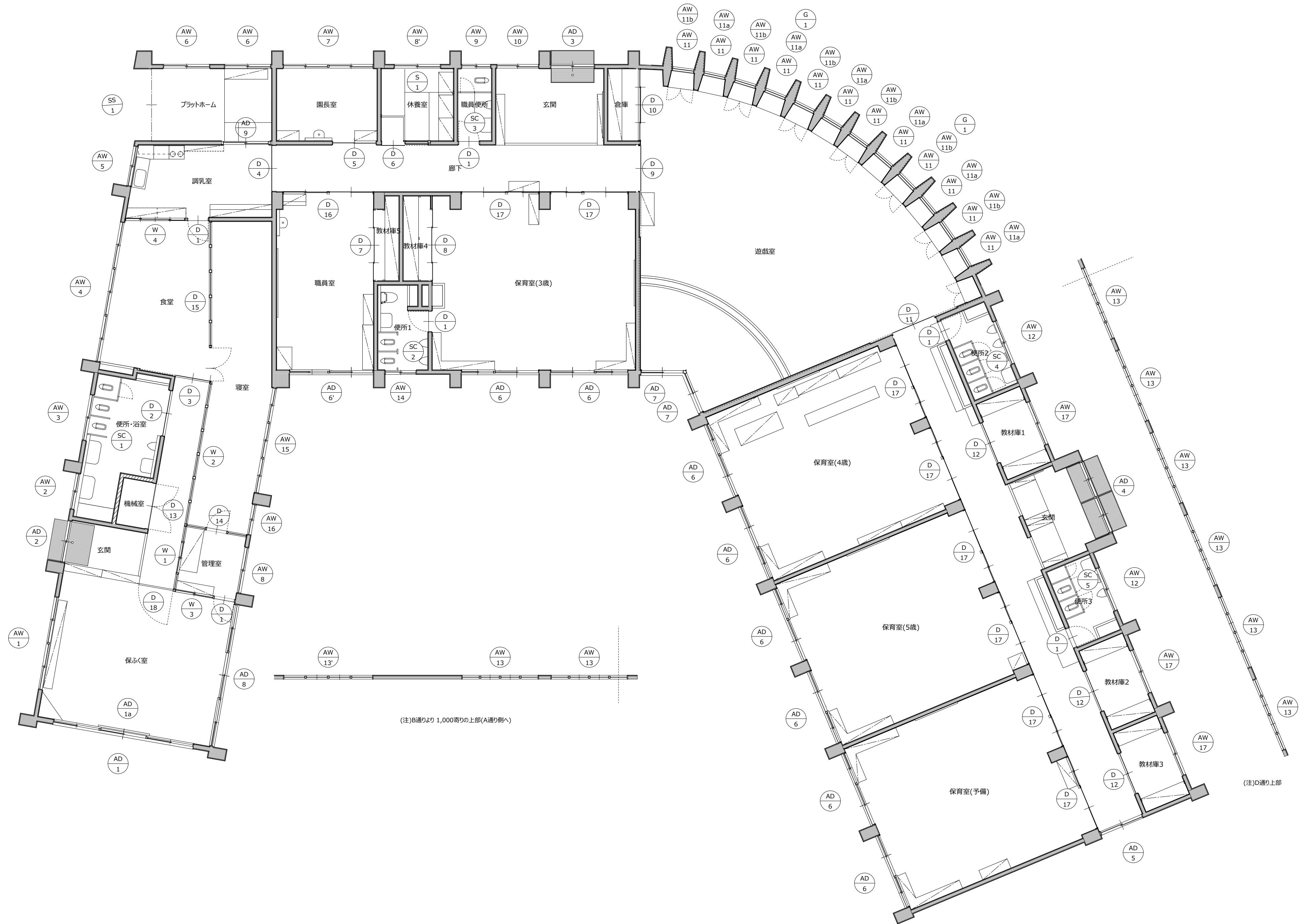


教材庫 A

教材庫 B

教材庫 C

教材庫 D



※外部サッシ廻りシーリング材(外壁との取合い全て) : アスベスト含有建材

図号	形式	AW 1	AW 2	AW 3	AW 4	AW 5	AW 6	AW 7	AW 8	AW 9	AW 10	AW 11
図面	形式	AW 1	AW 2	AW 3	AW 4	AW 5	AW 6	AW 7	AW 8	AW 9	AW 10	AW 11
場所	数量	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室
目上	目上	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
材料	材料	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
付属金物	付属金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
備考	備考											
図号	形式	AW 12	AW 13	AW 14	AW 15	AW 16	AW 17	AW 18	AW 19	AW 20	AW 21	AW 22
図面	形式	AW 12	AW 13	AW 14	AW 15	AW 16	AW 17	AW 18	AW 19	AW 20	AW 21	AW 22
場所	数量	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室
目上	目上	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
材料	材料	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
付属金物	付属金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
備考	備考											
図号	形式	AW 23	AW 24	AW 25	AW 26	AW 27	AW 28	AW 29	AW 30	AW 31	AW 32	AW 33
図面	形式	AW 23	AW 24	AW 25	AW 26	AW 27	AW 28	AW 29	AW 30	AW 31	AW 32	AW 33
場所	数量	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室
目上	目上	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
材料	材料	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
付属金物	付属金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
備考	備考											
図号	形式	AW 34	AW 35	AW 36	AW 37	AW 38	AW 39	AW 40	AW 41	AW 42	AW 43	AW 44
図面	形式	AW 34	AW 35	AW 36	AW 37	AW 38	AW 39	AW 40	AW 41	AW 42	AW 43	AW 44
場所	数量	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室
目上	目上	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
材料	材料	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
付属金物	付属金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
備考	備考											

建具種類	AW	AD	AD	AD
建具番号	8'	1a	6	9
形式	引違い窓	アルミ三	2連引違いアルミ窓	引違い窓
図面				
場所	休養室	保ふく室	職員室	調乳室
数量	1	1	1	1
見込	70	70	70	70
ガラス	透明3mm		透明3mm, ランマ 透明2mm	透明3mm
材質	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ
塗装				
付属金物	クレセント、附属金物一式		クレセント、シリンドラ差込柱錠、附属金物一式	クレセント、附属金物一式
備考			腰パネル	

※外部サッシ廻りシーリング材(外壁との取合い全て) : アスベスト含有建材

建具種類	D	D	D	D	D	D	D
建具番号	1	2	3	4	5	6	7
形式	片開きフラッシュドア	引違い戸	片引きフラッシュドア	片引きフラッシュドア	引違いフラッシュドア	片引きフラッシュドア	4枚引きフラッシュドア
姿図							
	800	1,800	1,3601,385	1,800	1,700	908	2,750
場所	便所、保ふく室、食堂	便所	食堂	廊下	園長室	休養室	職員室
数量	6	1	1	1	1	1	1
見込	30	30	30	30	30	30	30
ガラス	－	透明3mm	－	－	透明3mm	－	－
材質	シナベニヤ t=4	シナベニヤ t=4	シナベニヤ t=4	シナベニヤ t=4	廊下側：シナベニヤ t=4、室側：ラワンベニヤ t=4	シナベニヤ t=4	シナベニヤ t=4
塗装	OP	OP	OP	OP	廊下側：OP、室側：ビニルクロス張	OP	OP
付属金物	丁番、ドアチェック、空錠4カ所、シリンダー錠2カ所	ステンレス引手、底車、シリンダー差込栓錠	ステンレス引手、底車、シリンダー差込栓錠	ステンレス引手、底車、シリンダー差込栓錠	ステンレス引手、底車、シリンダー差込栓錠	ステンレス引手、底車、シリンダー差込栓錠	ステンレス引手、底車、シリンダー差込栓錠
備考							
建具種類	D	D	D	D	D	D	D
建具番号	8	9	10	11	12	13	14
形式	4枚引きフラッシュドア	片引きフラッシュドア	4枚引きフラッシュドア	引違いフラッシュドア	引違いフラッシュドア	両開きガラリ戸	片開きフラッシュドア
姿図							
	2,765	1,780	2,775	1,780	1,700	1,800	727.55080050727.5 2,355
場所	保育室(3歳)	遊戯室	遊戯室	遊戯室	教材庫	機械室	管理室
数量	1	1	1	1	3	1	1
見込	30	30	30	30	30	30	30
ガラス	－	－	－	－	－	－	アクリライト 3mm
材質	シナベニヤ t=4	廊下側：シナベニヤ t=4、室側：ピーリング貼	倉庫側：ラワンベニヤ t=4、室側：ピーリング貼	廊下側：シナベニヤ t=4、室側：ピーリング貼	シナベニヤ t=4	桧、ラワン	シナベニヤ t=4
塗装	OP	廊下側：OP	倉庫側：OP	廊下側：OP	OP	OP	OP
付属金物	ステンレス引手、底車、シリンダー差込栓錠	ステンレス引手、底車、シリンダー差込栓錠	ステンレス引手、底車、シリンダー差込栓錠	ステンレス引手、底車、シリンダー差込栓錠	ステンレス引手、底車、シリンダー差込栓錠	シリンダー錠、フランス落し、丁番	シリンダー錠、丁番
備考							
建具種類	D		D	D	D	W	W
建具番号	15		16	17	18	1	2
形式	親子開きフラッシュドア		引違いフラッシュドア	引違いガラスドア	木製開き戸	引違い窓	FIX窓
姿図							
	8881008881008881008881001,300 6,240		8001001,0001007002,600 1,7001001,7003,500	1,8001009508007002,600 1,7001001,2003,000	25×50@110四方 35×50 507701,360	597.5501,20050597.5 2,495	847.5100100100100100847.5 5,585
場所	寝室		職員室	保育室	保ふく室	管理室	寝室
数量	1		1	8	1	1	1
見込	30		30	30	30	30	30
ガラス	アクリライト 3mm		透明3mm、ランマ 透明2mm	透明3mm、ランマ 透明2mm、下部 アクリライト3mm		アクリライト3mm	アクリライト3mm
材質	シナベニヤ t=4		ドア：シナベニヤ t=4、マド：スプルー	ドア：桧、マド：スプルー	木	スプルー	
塗装	OP		OP	OP		OP	
付属金物	シリンダー錠、丁番		シリンダー差込栓錠、ステンレス引手、底車、ねじ締錠	シリンダー差込栓錠、ステンレス引手、底車、ねじ締錠		ステンレス引手、ねじ締錠	
備考							
建具種類	W	W					
建具番号	3	4					
形式	引違い窓	連窓					
姿図							
	米柵 40×100 米柵 25×80@100 8001,0001,490	8001,0002,315					
場所	管理室	食堂					
数量	1	1					
見込	30	30					
ガラス	アクリライト3mm	型板4mm					
材質	スプルー	木					
塗装	OP						
付属金物	ステンレス引手、ねじ締錠						
備考							

※外部サッシ廻りシーリング材(外壁との取合い全て)：アスベスト含有建材

